

令和2年第11回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年12月10日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君

健康支援課長	鈴木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山 洋美 君
建設課長	金子 伸二 君
建設課主任技師	石川 隆一 君
建設課主任技師	笹浪 満 君
建設課主幹	上田 章裕 君
上下水道課長	棟方 富輝 君
農林水産課長	伊藤 雅紀 君
商工観光課長	高橋 伸 君
天売支所長	竹内 雅彦 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井 峰高 君
社会教育課長 兼公民館長	飯作 昌巳 君
農業委員会 事務局長	伊藤 雅紀 君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀 哲也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島 明彦 君
総務係長	嶋元 貴史 君
書記	山田 太志 君
書記	菅 豪志 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第11回羽幌町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第11回羽幌町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては師走に入り何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も残り僅かとなりましたが、この1年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が私たちの想像をはるかに超える規模で感染が広がり、生活スタイルの見直しや社会、経済に甚大な影響を与えております。お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、現在治療中の方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、今もなお最前線でご努力いただいている医療関係者の皆様に心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応といたしましては、国や北海道が示す対処方針等に合わせ、その時々状況に応じて公共施設等の閉鎖や天売島、焼尻島への来島自粛の呼びかけなど感染拡大防止に努めてまいりました。あわせて、国や北海道の緊急経済対策事業の周知や消費活性化クーポン事業など町独自の経済対策、町民、事業者の皆様への支援に取り組んでいるところであります。議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、感染症終息の見通しが立たない中、不安な気持ちでお過ごしになられていると思いますが、国が提唱する新しい生活様式の実践、お一人お一人が感染リスクを高めやすい場面に注意し、3密の回避やマスクの着用、手洗い、うがいの励行、小まめな手指消毒など、感染しない、させないための予防策の徹底に引き続きご協力いただきますよう切にお願い申し上げます。今後の展開はいまだ不透明な状況となっておりますが、町内の経済状況等について緊張感を持って注視し、影響を受けた皆様に必要な対策を講じるなど、町として最大限の努力をしてみたいと考えております。

このような状況の中、本町が実施しているまちづくり応援寄附金の令和元年度寄附額は、平成20年度の制度開始以来初めて1億円の大台を突破いたしました。今年度につきましても11月末の時点での寄附総額は7,805万円余りと前の年に比べて多く推移しており、ふるさと羽幌を応援し、元気づけてくださる皆様の温かいご支援に対し、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げる次第であります。寄附額の増加には本町が誇る海産物やお米などの返礼品の充実が後押しをしているものと考えておりますが、引き続き本町が持つ魅力を効果的に発信し、多くの方々に関心を持っていただき、地域の振興、発展が図られることを期待しているところであります。

また、かねてから建設中でありました新武道場は、総合体育館に併設する形で4月にオープンいたしましたほか、河川施設の適正な維持管理及び長寿命化を目的とした福寿川護岸改修工事もおおむね順調に進んでおり、年明けに完了する見込みであります。

防災分野では、新型コロナウイルス感染症が流行している状況下において、感染症対策を考慮した避難所開設運営訓練を実施しましたほか、災害時などの防災情報をより早く確実にお届けする仕組みの構築として携帯電話通信網を活用した情報伝達システム整備に着手し、令和3年4月からの運用開始を目指しております。今後もこうした訓練や情報発信を通して防災意識の高揚、防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、基幹産業について、初めに農業関係であります。留萌地区4農協で検討が進められておりました合併協議につきましても、合併契約書の調印や各JA総会での承認が得られましたことから、来年2月1日からのもい農業協同組合として新たな一歩を踏み出す運びとなりました。この合併を契機に、留萌地域全体の農業の振興、発展に大きく期待しているところであります。

続いて、農作物の生育状況等ですが、気温は5月から7月までが平年より高く、8月は平年並みに推移し、日照時間は6月と8月が平年を下回ったものの、全般的には気温、日照時間も平年を上回り、農作物全般においては平年並みからやや上回る収量となったところであります。

水稻は、春先の低温により移植後の生育が停滞して茎数の確保が遅れたものの、7月には好天に恵まれて1穂もみ数が多くなり、平年を上回る収量を確保しました。また、登熟は順調であったため、たんぱく含有率は平年並みで、品質及び食味は良好となっております。

小麦は、5月から7月の気温と日照時間に恵まれたことにより、成熟期が秋まき小麦、春まき小麦ともに平年より早くなり、収量は平年を上回っております。

大豆は、6月から7月の気温が高かったことにより、生育、成熟期ともに平年より早く進みましたが、莢数は平年よりやや少ないものの、粒は平年より大きくなっており、収量は平年を上回る見込みであります。

なお、漁業については、この後の行政報告において詳しくご説明申し上げます。

さて、本定例議会に提案いたしております案件は、監査報告1件、議案として条例案3件、指定管理者の指定2件、工事請負契約の変更2件、令和2年度補正予算案6件、同意として教育委員の任命1件、諮問として人権擁護委員の推薦1件の合わせて16件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

12月3日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

12月3日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案13件、同意1件、諮問1件、発議2件、都合18件、加えて一般質問7名12件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から11日までの2日間と決定しました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問4名をもって終了といたします。明11日は、一般質問3名、報告、一般議案、補正予算、同意、諮問、発議の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から12月11日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの2日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年度8月分から10月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和2年12月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 逢坂照雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和2年10月23日

(1) 除排雪業務開始に伴う課題等について

令和2年11月17日

(1) いきいき交流センター（はぼろ温泉サンセットプラザ）の運営状況について
(2) 観光事業の現況と来年への展望について

令和2年11月20日

(1) 羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成事業について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和2年12月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会
委員長 小寺光一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和2年9月25日

(1) 羽幌町総合体育館の指定管理について

令和2年11月19日

(1) 空き家対策について

(2) 離島運賃割引事業について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和2年12月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和2年9月11日、10月5日

(1) 議会広報の編集について

令和2年10月28日

(1) インターネット（動画）配信の調査、研究について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年羽幌町の漁業の水揚げ状況についてご報告を申し上げます。

北るもい漁業協同組合の販売取扱高は、本年11月末時点で約46億8,000万円、前年同月と比較して1億6,000万円余り減少しており、年間事業計画額であります5

3億円を6億1,900万円余り下回っている状況となっております。漁獲量及び販売取扱高を前年と比較いたしますと、ホタテ稚貝、サケ、ニシンなどが増えている状況にありますが、エビ、タコ、ナマコなどについては減少している状況にあります。

次に、町内の状況であります。羽幌本所の総漁獲量は、前年と比較して約110トン増えているものの、魚価安などの影響で販売取扱高は前年とほぼ同額であり、年間販売取扱い計画額17億9,000万円に対し、約15億2,800万円の水揚げ状況となっております。天売支所の総漁獲量は、前年と比較して239トンの減、販売取扱高は約1億9,800万円の減となっております。年間販売取扱い計画額3億8,000万円に対し、約2億3,000万円の水揚げ状況となっております。焼尻支所の総漁獲量は、前年と比較して11トンの増となっておりますが、販売取扱高は約1億1,200万円の減となっております。年間販売取扱い計画額3億2,000万円に対し、約2億900万円の水揚げ状況となっております。

次に、地区ごとの主要魚種の漁獲量と魚価、販売取扱高の動向を昨年と比較いたしますと、羽幌本所は、サケが155トンの漁獲量増で約1億1,000万円の増、ニシンが314トンの漁獲量増で約4,900万円の増となっておりますが、エビは37トンの漁獲量減で約8,000万円の減、ナマコは2トンの漁獲量減で魚価安も重なり、1億4,400万円の減となっております。天売支所は、タコが72トンの漁獲量減で約3,800万円の減、ウニは21トンの漁獲量減で約4,300万円の減、ナマコは6トンの漁獲量減で約3,500万円の減となっております。焼尻支所は、タコが10トンの漁獲量減で約1,200万円の減、ウニは2トンの漁獲量増ではありますが、魚価安となり、約1,100万円の減、ナマコは15トンの漁獲量減で約8,400万円の減となっております。

以上、年間販売取扱い計画額及び前年実績を比較した状況についてご報告申し上げましたが、今後の動向を注視するとともに、新型コロナウイルス感染症による魚価安など厳しさが増す漁業情勢ではありますが、年末の魚価上昇と大漁を願っているところであります。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ただいまの行政報告で数字の読み違いがありました。訂正の申出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどの行政報告の中で羽幌本所の総漁獲量は前年と比較して約1,100トンと言うべきところを約110トンと申し上げておりましたので、訂正させていただきます。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。4番、阿部和也君、8番、逢坂照雄君、3番、平山美知子君、7番、小寺光一君、以上4名であります。

最初に、4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 私からは2件質問させていただきます。

まずは1件目、新型コロナウイルス感染症対策における行政と関係機関等との情報共有と正確な情報発信について質問します。新型コロナウイルスについては、2020年1月16日に日本国内で最初の感染者が確認されてから11月26日の時点で日本国内では13万8,000人以上が感染し、そのうち北海道では7,700人以上の感染が確認されており、留萌振興局管内においても感染者が増加している状況にあります。自治体で感染者が確認された際、感染された方が特定されないよう個人情報の保護や感染者本人と家族が誹謗中傷を受けない取組は最重要です。しかし、正確な情報が得られないままであることにより誤った情報などが錯綜し、住民が不安や恐怖におびえて過ごすことや無関係な方たちに対しての誹謗中傷へとつながるのではないかと考えます。羽幌町においても感染者が確認された際は、国、北海道の指導の下、徹底した取組を行っていると思いますが、新型コロナウイルス感染症対策における行政と教育、介護、医療等の関係機関等との情報の共有、また町民に対しても正確な情報発信が必要であると考えことから、羽幌町としての今後の対応について以下の質問をします。

1、新型コロナウイルス感染症対策において、行政と関係機関との情報共有についてどのように行ってきたのか、また今後の対応は。

2、町民に対しても新型コロナウイルス感染症については誤った情報が錯綜しないよう正確な情報発信が必要だと思うが、今後どのように発信していくのか。

続いて、2件目、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対しての事業継続支援について質問します。新型コロナウイルスの影響により地域経済はいまだ回復の兆しはなく、特に飲食、宿泊業については感染拡大を恐れて客足が遠のくなど、通常どおりの営業ができず、事業の継続が困難になるのではないかと予測します。羽幌町では、これまでに新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた飲食店、宿泊業者、また国の特措法に基づき休業要請の対象となり休業した事業者に対しては事業継続支援金を交付しており、はぼろ温泉サンセットプラザの指定管理事業者に対しても今後の事業継続に向けた支援を行っていますが、新型コロナウイルスの感染拡大が長引く中、忘年会、新年会シーズンを迎え、飲食店等の繁忙期であるにもかかわらず、今年は売上げが全く見込めない状況になることが懸念されます。国の交付金を活用し、第3弾となる地域消費活性化事業として町民にクーポン券を配布しますが、このような状況が続く中では飲食店等が利用されにくいと思われることから、飲食店等に対しては再度事業継続支援金の交付、また羽幌町の観光の拠点となるはぼろ温泉サンセットプラザの指定管理事業者に対しても状況によっては追加支援の実施や次年度以降の事業継続に向けた支援等が必要になると考え、以下

の質問をします。

1、過去2回実施したクーポン券事業の執行率は高い結果となったが、留萌振興局管内でも感染者が増加し、羽幌町内でも客足が鈍い状況にあり、第3弾のクーポン券事業は飲食店等にとっては事業の効果が期待できないと予想するが、町はどのように考えているのか、また対策等は何か考えているのか。

2、町内飲食店も感染拡大防止対策を講じながら事業を継続しているが、依然として厳しい状況にあると考える。飲食店に対しては再度事業継続支援金等を交付すべきだと思いが、どうか。

3、11月17日に行われた総務産業常任委員会において、はぼろ温泉サンセットプラザの運営状況の説明があり、新型コロナウイルスの影響により経費削減の一環として人員整理や自主退職により想定定員より大きく欠員しているとのことだが、今後はぼろ温泉サンセットプラザのサービス維持と向上について協議はされているのか。

4、はぼろ温泉サンセットプラザの指定管理事業者に対して事業継続についての支援は令和2年3月から令和2年8月までの経営状況に対しての支援だったが、令和2年9月から令和3年2月までの収支状況及び売上げ見込み等はどの程度把握しているのか。また、今後の経営状況によっては支援等の考えはあるのか。さらには次年度以降の事業継続についてどの程度協議をしているのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問1件目、新型コロナウイルス感染症対策における行政と関係機関等との情報共有と正確な情報発信についてお答えいたします。

1点目の行政と関係機関との情報共有についてであります。新型コロナウイルス感染症患者の情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき策定されております一類感染症が国内で発生した場合における情報公表に係る基本方針により国が公表基準を定め、国は都道府県に対し、この基本方針を参考に公表基準を定めるよう求めております。北海道では、この基本方針に基づき、公衆衛生上の必要性和個人情報保護を比較考量しながら個別に内容を検討し、感染症の発生に関する情報として公表しております。北海道の公表項目は、患者の年代、国籍、性別、居住地（振興局管内）、職業（本人が特定されない表現）、症状、経過及び行動歴としており、これらを患者に確認し、同意が得られたものについて公表されているものと理解しております。

なお、羽幌町内で感染者が判明した際には休校、休館、窓口閉鎖等行政上の対応などの必要が生じ、これらに関する広報等を行うことがありますことから、本人に告知し、公表内容に同意が得られた後、個人情報に配慮しながら情報の提供がなされているところであります。

このような状況の下、町が北海道から提供を受けた情報は、あくまでも行政上の対応の必要性に鑑みた情報提供でありますので、町が患者の個人情報を含む情報を公表すること

はできません。基本的には情報提供が必要と判断された関係機関には北海道から情報提供がなされるものと認識しております。

また、今後の対応についてであります。国及び北海道の考え方に変化がない限り今までと同様の対応となると考えております。

2点目の町民への誤った情報が錯綜しないような情報発信についてであります。今まで述べましたように、感染者の情報については町が独自で情報発信するものではないことから、個人情報保護の観点からも今後も同様の扱いになると考えており、それ以外の新型コロナウイルス感染症対策に関する情報については町民の皆様積極的に発信してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2件目、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対しての事業継続支援についてお答えいたします。1点目の第3弾クーポン券事業の効果についてであります。本事業につきましては、議員ご承知のとおり感染拡大の影響で落ち込んだ町内消費を活性化させるため、町民1人当たり5,000円分のクーポン券を発行し、利用していただくもので、これまで2回実施したところであります。全体といたしましては100件を超える事業者の登録と97%を超える利用率で、そのうち飲食店での利用率は、第1弾では全体の約24%、第2弾では約20%と、当初想定していた以上に効果があったものと認識しております。また、各登録事業者においてもソーシャルディスタンスやマスク着用、アルコールによる手指消毒、商品のテイクアウトなど新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた対応が積極的に行われており、町民、事業者ともに感染防止に対する意識がより高まったと感じているところでもあります。現在年末年始に向けた第3弾のクーポン券事業を進めておりますが、町民全員にクーポン券を配布し、利用していただくことで消費行動の喚起、本町全体の経済回復の後押しにつながるものであり、飲食店等におきましても一定の効果は期待できるものと考えております。登録事業者の皆様には改めて感染予防対策を取り入れた新北海道スタイルの実践や業種別ガイドラインの再認識など安心して利用できる場の提供をお願いするとともに、ご利用いただく町民の皆様におかれましても感染拡大防止に取り組む商店などの利用やマスク着用、手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2点目の飲食店に対する事業継続支援金等の交付についてであります。議員ご質問のとおり感染拡大の影響により地域経済は依然として厳しい状況が続いております。国の分科会においても飲食を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食が感染リスクが高まる場面の一つとして示されており、これから年末の繁忙期を迎える飲食店にとっては忘年会や新年会の自粛などで厳しさがさらに増すことも予想されます。このため、特に影響が大きい店内飲食を主とする飲食店の事業継続及び経営安定化支援を目的に、現に営業を続けている飲食事業者を対象とした支援金の交付について準備を進めているところであります。

3点目のはぼろ温泉サンセットプラザのサービス維持と向上についてであります。運営状況については適宜指定管理者と協議を行っており、コロナ禍における現状の中で、で

きる限りのサービスは維持できているものと認識しております。今後も取るべき対応を確認していくとともに、サービスの維持及び向上に努めるべく協議を重ねてまいりたいと考えております。

4点目の今後の支援や次年度以降の事業継続についてであります。先ほども述べましたとおり、収支状況や売上げ見込みなど運営に関して必要な情報は都度指定管理者と協議を重ね、共有化を図っております。コロナ禍での例年にならぬ状況の下での運営となり、今後の見込み等の予測が難しく、また感染症の影響がどこまで続くか見通せない部分も多くありますことから、今後においてもまずは状況把握に努め、確認をしながら指定管理者と必要な協議を続けてまいりたいと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問いたします。

まず、1件目の新型コロナウイルス感染症対策における行政と関係機関等との情報共有と正確な情報発信についてですが、昨日の報道ではコロナウイルスの感染者が国内では1日当たりの感染者数が過去最大ということで、いまだ収まることのない状況にあります。そういった中で、一番町民の皆さんが気にしているのがどういった情報を発信していただけるのかといった部分が気になっているところもありますので、今回質問しました。今回質問をつくるに当たり各自治体のホームページなども確認したりもしましたし、羽幌町もそうなのですけれども、どの自治体もこの情報の発信については国の公表基準もありますので、かなり慎重になっているのかなと思いますけれども、教育、介護、医療等の関係機関については感染者が羽幌町内で今後確認された際にはいろいろと判断することが困難になるのではないかと、また町民に対しても今後どのような形で正確な情報発信できるのかと思ひまして今回質問しました。

それでは、再質問のほうに移りたいと思いますけれども、あくまでも僕の考えとしては非公表のものを公表してくださいとかそういったことではないので、理解していただきたいと思ひます。まず、1点目の関係機関等との情報共有についてですが、まず確認として質問いたします。感染者が羽幌町内で確認された際には濃厚接触者の人数であったり、それに対してのPCR検査の結果などは北海道のほうから町のほうに情報として入ってきているのかどうなのか、その辺教えていただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でもありましたとおり、行政上の措置に対しての部分で必要と判断した場合につきましては情報は来ているということでもあります。なので、全てということではないということでもあります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 行政上の措置として必要なときには入っている。ただ、全てではないということで答弁の中にもありましたし、また答弁の中にも基本的には情報提供が必要と判断された関係機関には北海道のほうから情報提供されるものと認識はしています。そこで、質問なのですけれども、今後そういった情報が提供された、関係機関ではなくて何か行政として関係機関と同じような認識を持てるように、今は行政と関係機関というのとはばらばらに動いているような感じもしますし、そういった実際に何か声も聞こえてきました。そういった部分、同じようにこういった場合はこういうふうに動きましようというような感染症対策についての何かマニュアルづくりのようなことというものは考えられないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁させていただきますが、大変難しい問題を抱えておりますので、議員おっしゃるようなことはなかなか難しいということでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 僕が質問したのは非公表の部分全て公表してくださいとかそういったことではなくて、例えばこういった事例が起きた場合に関係機関、医療、介護、教育の現場と同じような認識を持てるように、例えば全くばらばらの動きをしてしまうと、そこに関わっている人たち、またそこからいろんな方たちというのがどのように行動していいのか分からない部分も出てきますので、どうしてマニュアル作りをしたほうがいいのかといたら、これも一種の災害、災害と言うとあれですけれども、そういった部分もありますので、何かこういった感染症の際はこういったふうに各事業所さんなりそういった関係機関等こういうふうに動きましようといったマニュアルなどができないのかどうかということで質問させていただきましたので、改めてご答弁よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおりなのですけれども、基本的に感染症対策につきましては法律上、北海道がというところがありますので、例えば今阿部議員おっしゃられたとおり町内の関係機関という言い方をされていましてけれども、非公表の部分は別としても情報を大きく共有するという状況になりますと、当然公表されている部分についてはテレビ等で報道されている事実でありますので、いいかと思うのですけれども、個人情報も含む情報がその場面で出てくるとか、そういうことも考えられますし、これはあくまでも北海道が収集した情報でありますので、行政上の必要性に鑑みて情報提供された部分であっても町がそれを外部に漏らすということはできないようなことになりますので、そういうことも含めてなかなか今の阿部議員おっしゃるようなものをつくるというのは相当難しいのかなという気がしております。本当に事が起きた際には保健所が指導に入って、保健所の指示に基づいてそれぞれが動くという状況になっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長からも答弁ありましたように、町がやっているわけではなくて道のほうでやっているの、そこで感染者が確認された施設であったり、関係機関等と言いますけれども、そこで直接のやり取りをするので、なかなか町としても難しいという部分は理解はします。ただ、僕の考えとしては道でやっていることについても各機関がなかなか同じような認識として持っていないのかなというのもありまして、こうなのですよ、ああなのですよというのもちろんと各機関の関係機関のほうにも、今までも出しているとは思いますが、改めてこういった流れになりますので、それに沿ってやっていただくといった形でぜひともやっていただきたいと思いますけれども、しつこいようですが、改めてお願いいたします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

北海道がやることを町が周知するというのもなかなかいろいろ難しい問題があるのかなという気もしておりますけれども、極力今言われたようなことに関しましては心がけていきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひともよろしくお願いいたします。

あと、もう一つ、1点目の中で必要となれば関係機関のほうにいろいろと情報が入ってくるのですけれども、例えば今後町民の生活に大きな影響がある施設等で発症した場合の名称などについての公表については北海道に対して要請などをしていくのかどうなのか、その辺まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

まず、大きな流れといいますか、国のほうの議論としまして、国の専門家会議の中でこういう情報の公表については、先ほど国の基準に基づいて都道府県がという話をしましたが、都道府県で居住地を特定できるような情報公表をしている都道府県も実はありまして、それを受けて都道府県の中で誹謗中傷が物すごい状況になったということも鑑みまして、国の専門家会議のほうで居住地を特定することが感染症予防に資さないというような議論もあるようでありまして、大きな国の流れといたしましてこれ以上の公表というのは基本的にはないのかなというふうに考えています。先ほど言いました都道府県のほうも居住地情報の公表を控えるような流れになってきておりますし、むしろ情動的にはあまり出さないような状況になっていると。それは、あくまでも誹謗中傷等の結果ということでありまして、専門家の中では居住地を特定することが感染症の予防対策には資さないというような議論になっているようでもありますので、こちらから要望をすとかということでは現状では考えていないという状況であります。プラスしまして道の発表の中でも市町村が出ている場合と出していない場合がありますけれども、それに関しては完全に個人に承諾

を得て確認するという状況にありますので、仮に道なりがそういうことを公表すると言ってもその患者本人が公表しないしてほしいと言ったらそれは出ないという状況になりますので、なかなか要望をして緩和をしてもらうというのは難しいかなという判断をしております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 課長の答弁で、僕もその辺は理解はした上で質問したのですけれども、とある自治体のホームページとかを見ますと、その自治体はQ&A方式でやっているのですけれども、問いかけのほうで感染者や感染施設の詳細が非公表なことが多いのはなぜですか。自治体としては公表してはいかがですかということで、その回答の中に特に市民の皆様の生活に大きな影響がある施設などで発生した場合は名称などについて公表するよう北海道に要請する。今後も北海道と連携して適宜対応していきますといった答えも書いていましたので、当然羽幌町としても、1人、2人だったら別にそれをわざわざ公表ということではないのですけれども、本当に大きなクラスターとなった場合にはそういったことも当然考えていかなければ、いろいろな人たちがつながっていきますので、こういった部分というのは。その辺ほかの自治体の動きとかもぜひとも見ていただきながら、十分見てはいると思いますけれども、そういった中で何か対応できる部分があったら対応していただきたいと思います。

1点目はこれで終わりますして、次に2点目の町民に対しての情報の発信についてですが、今後誤った情報が羽幌町内に出回ってしまうかもしれない。そういったときにそれを訂正するような内容などは発信はできないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

それを打ち消すような情報というのも町のほうでは出せない。でありますので、例えばですけれども、町長がコメントを出したりですとか冷静な対応をといる、そういう呼びかけにとどまるのかなというふうに考えます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これについては別の自治体の話にはなるのですけれども、とある施設で感染者が出たのではないかといたうわさがその自治体の中で広まった。ただ、その施設としては全くそういった事実はないのだということで、その施設のほうから住民の皆様へということうちの施設には感染された方はいませんといった情報を発信していました。これは羽幌町ではないのですけれども、施設、関係機関だけがそういうことをするのではなくて、ぜひ行政のほうとしても何かそういったことがあれば町のホームページなりでシェアするなりそういったことも可能かなとも思いますけれども、その辺改めてお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

事業者さんなり施設なりがそういう部分を打ち消すというのは、当然その事業者が考えることなのかなと思いますけれども、それを基本的に町がというのはなかなか、先ほどの一連の流れでご理解いただきたいと思うのですけれども、難しいのかなというふうに考えます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 難しいのかなと思いますけれども、そういったことがあれば可能な限りでぜひとも対応していただきたいと思います。

1件目のこれで次最後にしますけれども、2点目の中の答弁にありましたそれ以外の新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信について質問しますけれども、新型コロナウイルスというものを知ってもらうために例えば濃厚接触者の定義などであったり、そういった必要な情報も発信して、町民の皆様にも新型コロナウイルスについてもっと理解してもらえるような発信もしてもいいのではないかなと思いますけれども、今後町民に対しての情報発信として何か考えていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

例えばですけれども、濃厚接触者の定義というのがなかなか複雑で、例えばそのときにマスクをしている、していないですとか、その状況に相当左右されるというものでありますので、具体的に保健所がヒアリングした後に出てくるというような中身になりますので、そういう定義だけが先行してしまいますとパニックを誘発するですとか、そういういろんな側面もございまして、なかなか今までそういう情報発信もできていないという状況でありますけれども、阿部議員おっしゃられている可能な限りいろんな部分で情報発信はしていきたいと考えておりますけれども、コロナに関しては何せ新しいウイルスなものですから、情報自体が例えば専門家がそういうような発信をしてもまだバックの資料がないだとか、そういういろんなことがございまして、極力情報は発信していきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 僕も無理なことは言いません。できる限り、やれる範囲でぜひとも関係機関との共有であったり町民の方に対しての発信というものを行っていただきたいと思います。

これで1件目を終了いたしまして、次に2件目の新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対しての事業継続支援について再質問いたします。新型コロナウイルスの感染拡大が長引く中で忘年会、新年会シーズンを迎えましたけれども、先ほど一番初めに質問したとおり、今年は売上げが全く見込めない状況になるのではないかと考えております。飲食店の皆様もそうですし、はぼろ温泉サンセットプラザの指定管理事業者も同様と思ひまして今回質問しました。

それでは、いただいた答弁に沿って再質問のほうに移りたいと思います。まず、1点目

の第3弾クーポン券事業の効果について質問しますが、第1弾、第2弾の執行率は答弁いただいているとおり高い結果となりました。第3弾も効果が期待できるのではないかと答弁をいただいておりますが、飲食店については第1弾、第2弾の実施した時期と状況というものが異なってきているとは思いますが、また、実施期間が1回目、2回目は2か月といった中でやっていたけれども、今回は実施期間が1か月と。また、2点目の答弁にもありましたように、忘年会、新年会の自粛もあり、効果は期待できないと思っておりますけれども、そこで質問しますが、少しでも第3弾のクーポン券が飲食店にも回るような対策を何か考えていくべきなのではないかなと思っておりますが、今後何か町としての案などあればお聞きしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

具体的な案につきましては今のところ持ち合わせていないのですが、答弁にもありますように、登録事業者の皆様には改めてコロナ対策という部分で今まで実践されてきた部分をさらにとりか、強化していただくということで、それに伴いまして利用者の方々にも再度コロナという部分を意識していただいて、マスクの着用であったり、手洗い、消毒であったりということをご心掛けていただきたいということで、それを強化することによりまして改めて対策という部分ではなくて今の部分の強化ということで考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長からいただいた答弁でいきますと、感染拡大を防止するための対策というものを引き続き行っていただきたい、強化していただきたいというご答弁でしたけれども、僕が質問したのは本当に客足が遠のいている年末年始の僅か1か月の中のクーポン券事業ですので、少しでも飲食店の皆さんは、お店に当然行ってもらえるのもいいと思っておりますし、いただいた答弁の中にはテイクアウトなどもやっているところもぜひ活用していただきたいということですので、そういったところに例えばテイクアウトしてもらえる飲食店のほうを一つチラシにまとめて、それを年末年始に向けて出していったりだとか、また以前特別委員会の中でも質問しましたがけれども、高齢者の皆さんの場合だと幾ら飲食店に行こうと思っても、どうしても冬の時期ですので、行きづらいという部分があれば何かタクシーの補助を増やすとか、クーポン券のほうでもタクシーのあれはありますけれども、それをやったら飲食店のほうに回っていきませんので、何かそういった考えというのもぜひとも考えていただきたいなど。本当に急なあれで、もう12月14日から始まってしまいますけれども、何か早い段階でできることはないのかなと思ひまして、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今言われたとおり、テイクアウトという部分に関しましては第1弾、第2弾と続けているうちに利用というか、やっていただけるお店も増えてきております。年末に向けて独自

で事業者でチラシを出すとかという部分もされている部分もありまして、その辺も含めまして確認して、うちでできることは今検討していきたいなと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひともできる中で少しでも飲食店の皆さんに活用していただけるような事業になることを期待して、次の2点目の質問に移りたいと思います。

2点目の飲食店に対する事業継続支援金の交付について質問いたしますが、いただいた答弁の中に支援金の交付について準備を進めているとの答弁でしたが、まずは交付される時期がいつ頃になるのか、また全ての飲食店が対象となるのか、そして交付される金額についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

支援の時期につきましては、できるだけ早くということで考えておりました、年内にできればということで進めております。対象につきましては、国のほうでも示しておりますとおり、一番感染のリスクが高いという部分で店内飲食を主とした飲食店で現に営業を続けている飲食事業者を対象として考えております。支援金の金額であります、まだこれはこれからということでの確定にはなるのですが、今想定しているのが1件一律で10万円ということでの想定はしております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 時期については年内ということで、少しでもできるだけ早く飲食店の皆さんに交付していただきたいと思います。店内飲食でいきますと、例えば居酒屋であったり、スナックであったり、ラーメン屋さんであったり、食堂であったり、焼き肉屋さん、それら全てということでのよろしいのかどうか。件数がどのぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今言われたとおり、居酒屋からスナック、バーという形で店内で飲食を主にしている飲食店ということで、現に営業を続けているということなので、今現在営業を続けていらない部分に関しては対象外となりますが、想定では五十数件ということで今想定しております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 交付される金額についてはこれからといった、ただ一律10万円を想定しているということですが、今年の5月に飲食、宿泊業に対しては事業継続支援金として20万円、また6月には休業要請の対象になり休業した事業者には20万円を交付していますけれども、今回10万円とした理由は、もし答えられるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

前回5月に20万ということでの支援金を交付しておりますが、その中身的にもコロナ対策の部分で10万、事業継続という形で10万ということでは20万という想定をしておりますので、今回コロナ対策につきましてはもう既に実践されているという部分もありますので、継続支援という形で10万ということを設定いたしました。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 前回の20万という部分は分かりました。ただ、継続で10万ということですが、確かに金額が多い少ないというのをここで言うのもあれですが、お店の固定費の部分、例えば家賃であったり水道光熱費、スナックでいったらカラオケの機械の設置費などを考えると、本当に厳しい中でさらに支援等必要になると思いますが、何か今後支援などは考えていないのか、また国のほうでも第三次補正が年明けには決まって地方創生臨時交付金が1.5兆円という考えもありますので、当然羽幌町にも、どのぐらいの額が入ってくるか分からないですが、そういったものも期待できるのかなとも思いますので、事業継続支援金以外の部分でのそういった支援、何か考えていないのか、今後考えていくのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今回の支援金につきましては、あくまでも年末ということでの影響が大きいということで急遽という形で想定しておりました。今後につきましては、国・道等いろいろな動きをしている中で、その対策等々を見ながら考えていきたいなとは思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも実態、状況を見極めながら飲食店に対してもさらなる支援というものを期待したいと思います。

次に、3点目のはぼろ温泉サンセットプラザのサービス維持と向上についてお聞きしますが、まず経費削減の一環としての現在の職員数ですが、経費削減については指定管理事業者側で独自で行ったものなのか、それとも町のほうからも何らかの指示があったのか、まずその辺確認としてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

それに関しましては、このコロナ禍でやれることというサービス自体が集客等々も減っ

ている中で、結果的には経費削減にはなっているのですけれども、温泉のほうの軽食コーナーとかその辺で利用率が少ない部分で一応休業とかいう形で、その部分でそこに来ていらっしゃるパートさんについては違うところに移ってというようなことでの話し合いをした上で最終的には違う職を選んだとかという形にはなっておりますので、結果的には経費削減という形にはなっていますけれども、あくまでも会社側、指定管理者側でそういう対応を取った上で本人の希望によりという形になっております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長の答弁でいきますと、結果的にコロナの影響でどうしても場所を閉鎖したりすると当然そこが休みになれば仕事がないから、パートの方であったりそういった今後の先行きが見えない従業員の方については当然いなくなってしまう、退職してしまうといったことなのではございますけれども、運営状況についてこれまでも協議していると思っておりますけれども、今のコロナ禍における現状でいけば現在の職員数でも問題はないのかもしれないではございますけれども、僕が心配しているのが今後コロナが終息した際には今の職員数で問題ないのか、そちらについてもコロナ終息後に向けて何か協議されているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

答弁の中でもありましたとおり、適宜指定管理者とは協議を行っております。今後の部分に関しましても、今現状でこれから閑散期を迎え、忘新年会等々も今望めない状況で人員の拡大というのは今は考えられないので、今の現状を維持するということでの協議はしております。今後についてもこれからコロナがどうなるかという部分で、好転するような状況が見えてくればもちろんそれに対しても指定管理者のほうと協議をしておりますし、今後も現状のサービス及び向上に努めるために協議を重ねていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひともコロナ終息後に向けた協議というものも引き続き継続していただきたいと思っております。

次に、4点目の今後の支援や次年度以降の事業継続についてですが、答弁の中には今後の支援という言葉がありませんでしたけれども、令和元年度の収支状況が総務産業常任委員会のほうで出されましたが、今年度、今年の12月、そして年明けて1月については忘年会、新年会が自粛で大幅に収入が減少するのではないかなとも思います。そこで、質問ですが、今後の支援も含めてこれまでも協議されてきたのか、そういうことでよろしいのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

答弁にもありますように、今までも今後のこれからという部分も含めて指定管理者のほうとは協議は随時しておりました。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今後のことについてもということで、そういった支援も含めてということでもよろしいのか改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

答弁でもありましたとおり、収支状況とか売上げ等々も見ながらということで今後については協議を続けておりますが、コロナの状況で今までにないような集客というか、忘年会があつたりなかったりという部分でもそういうところでの数字、うちの求めている、求めているというか、うちで確認している数字、向こうで出してきた数字等々の部分でも食い違いも、食い違いというか、乖離もありますので、その辺も含めた中で、すぐにといい話ではないですけども、確認しながら今後については協議していきたいとは思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも指定管理事業者のほうとも、当然全てが全てということではないとは僕も思います。ただ、必要な施設になりますので、ぜひともいい形での協議をしていただきたいと思っております。

もう一つ心配していることが次年度以降の事業継続については、コロナ禍という中でかなり指定管理事業者側も苦勞して経営していると思っております。そこで、質問ですけれども、次年度以降の事業継続についてはどういったタイミングで決定して議会のほうに報告できるのか、また指定管理料についても今までも課長からも答弁いただいておりますけれども、単年度での見直し等も含めた協議なども行われているのか、その辺今の時点でお答えできる範囲でよろしいですので、お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

答弁でもありましたとおり、感染症の影響がどこまで続くのか見通せない部分というのが本当に多くありまして、今後においてもそれを確認しながらという作業しかできないとは思っておりますけれども、随時状況を把握しながら、確認しながら協議を続けていきたいとは思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも町としての観光の拠点としてどういった方向性を持つのか、そういった部分も含めて今後指定管理事業者側のほうとも協議していただきたいと思っております。

これで最後にします。今回質問した飲食店、そしてはぼろ温泉サンセットプラザの支援については、どちらも羽幌町にとって必要な事業者さん、そして施設になると思っております。今後も事業を継続していただきたいと思っております。今回こうした質問をいたしました。コロナ禍という非常に厳しいときだからこそ切れ目のない支援を今後も行っていただけることをお

願いたしまして、私の質問を終了いたします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで4番、阿部和也君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、私から焼尻めん羊牧場について一般質問をさせていただきます。

焼尻めん羊牧場は、昭和37年に羽幌町が漁家振興策の一環として導入し、昭和43年から道立畜産試験場の指導の下、本格的なサフォーク種の生産を始めて以来焼尻観光の目玉として、さらには地域の畜産振興として運営されてきました。しかし、近年では綿羊を目当てに来る観光客は少なく、昭和48年頃の離島ブーム時と比較すると年々減少の一途をたどっており、観光産業としてのブランド力がなくなりつつあり、観光客もめん羊まつりのときだけ来るという現状であります。このような状況の中で、今後も観光面から運営していくことは必要と考えますが、同じサフォーク種の綿羊は道内各地においても飼育、生産、販売が拡大されており、今では珍しいものではなくなってきております。さらには長年にわたる羊の死体処理問題や実頭数の大幅な乖離問題が起きたことは、離島における生き物を飼育する難しさも改めて痛感させられたと同時に今後の運営に大きな不安を露呈しました。さらに、この問題に対してはめん羊牧場を運営している町にも管理監督責任が問われるものと考えます。羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例では、優良な羊の繁殖及び生産羊等を育成し、地域の畜産振興に寄与するために牧場を設置するとありますが、今現在その設置趣旨に沿って運営されているのか疑問であります。こうした中で、新型コロナウイルス感染症など突発的な事象により今後焼尻めん羊の価値が薄れ、需要が減少していくことも心配されることから、この機会を転機にして飼養増等を目指すだけでなく、めん羊牧場と他の様々な観光資源との抱き合わせも考えながら新しい魅力づくりを目指す必要性も重要であると思うことから、以下質問いたします。

1点目、平成26年に露見した死亡綿羊の不適切な処理問題や今年の3月11日に報告があった318頭の頭数乖離問題について責任の所在と、そのことに誰も責任を取らないのか。さらに、この問題について町民に対してどのように説明し、理解を得たのか。

2点目、牧場の運営は今後も直営でいくのか、または再度指定管理者を募集する考えはないか。また、これまで町民への還元が全くないと思うが、その現状をどう改善するのか。さらに、ふるさと納税返礼品として活用されているが、焼尻めん羊のブランド力を生かす

のであればPRや返礼期間などを再度工夫する必要があると思うが、どうか。

3点目、めん羊牧場全体の管理運営、人員体制など今後さらなる強化を必要とすることは何か。また、牧場に関して広く町民から意見を聴取し、その結果も踏まえて閉鎖や規模の縮小、さらには花畑などの別な観光資源を併設整備する考えはないか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の問題に対する責任の所在と町民への説明等についてであります。焼尻めん羊牧場におけるへい死の処理及び飼養頭数が乖離していたことについては、実頭数の乖離を確認した後、本年3月及び8月の総務産業常任委員会や9月定例会における一般質問においてご説明申し上げ、さらには8月の臨時会で監査委員からも報告が行われたところあります。飼養頭数が乖離した要因といたしましては、へい死の処理が直営で行っていた時点から問題があり、指定管理が行われた時点においても適切な指導管理が行われず、また確認行為の形骸化もあり、過去からの積み重ねにより実頭数との乖離が生じた整理しているところであり、このことから責任の所在に関しましては町にあることはもちろんのこと指定管理期間にも関わることであるため、当時の指定管理者にもあったものと考えております。

また、誰も責任を取らないのかとのことでありますが、本件についてはさきにご説明申し上げたとおり当初の直営時点からの長年の問題であり、どの時点に何頭のへい死処理を適切に行っていなかったのか、また実際に何頭が乖離していたのかということが確認できない中であって、さらには飼養頭数の乖離については本来いるはずの羊を損失したということではないことから、誰かが責任を取るということではなく、これまで適正に管理できていなかったことへの反省に立ち、今後同様の事案が発生しないよう適切に管理していくことが重要であると考えております。

また、町民への説明と理解についてであります。8月の総務産業常任委員会でもご説明申し上げておりますが、実頭数の乖離を確認後、総務産業常任委員会や予算特別委員会、さらには9月定例会における一般質問でもご説明させていただき、併せて新聞報道もなされております。このことにより町民皆様にご理解をいただきたく、今後においても議会及び監査委員への報告を適正に行いつつ、信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

2点目の今後の運営形態、町民還元の改善、ふるさと納税の工夫についてであります。初めに今後の運営形態については、平成30年9月、11月及び昨年7月の総務産業常任委員会においてご説明申し上げておりますが、その当時の大きな理由として指定管理者ではなかなか進まなかった飼養頭数の増頭や町民還元、さらにはふるさと納税返礼品への活用増につきましてもできるだけ進めるとした町の方針に対し、当時の指定管理者からは対応するのは難しいとの協議があったため、直営で運営するとしたところであり、飼養頭数の乖離があった関係から、増頭についての再考は必要であるものの、現時点において再度の

指定管理は考えておりません。

次に、これまで町民への還元が全くないとのことではありますが、販売した羊肉のうち町の事業で使用した部分を除いた町内における割合は、指定管理最終年の平成30年度36%、直営に戻りました令和元年度38%、令和2年度55%であり、また市街地区の飲食店に卸されている羊肉のうちおおむね半分が町民の方で消費されている現状にありますことから、総合的な生産数の少なさや販売店向けの卸価格における課題はあるものの、少なからず町民への還元はなされているものと認識しております。公共牧場として運営する以上収支のバランスも重要になってくるものでありますが、今後においても少しでも多く町民に還元できるようさらに検討してまいりたいと考えております。

また、ブランド力を生かすためのふるさと納税の工夫についてであります。ふるさと納税における焼尻めん羊肉の活用といたしましては、おおむね7月から11月頃までの取扱とし、1か月当たりの件数を30件から50件程度に調整した中で運用しております。過去5年の実績では、平成28年度及び29年度は100件と抑えておりましたが、平成30年度162件、令和元年度117件、令和2年度183件となっており、焼尻めん羊のブランド力としては現在においても一定程度は維持されているものと考えております。今後もブランド力が維持され、効果的な取扱いとなるべく返礼品全体としてPR方法も含め検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の運営等で強化を必要とすること、町民からの意見聴取を踏まえた方向性の検討などについてであります。初めに今後強化を必要とすることとして、まず現在の頭数を維持しつつ、8月の総務産業常任委員会でお示しいたしました目標飼養頭数に向けて進めてまいりたいと考えております。そのためには最低3人の飼育員が必要であり、この人員の維持、確保を最優先に考え、その他については今後の運営の方向性により検討してまいりたいと考えております。

また、町民からの意見聴取を踏まえた方向性の検討についてであります。町民からの意見聴取については今後予定する次期総合振興計画策定に向けたアンケートのご意見や議会で行われたアンケート結果を参考にさせていただき、また個別のアンケートの必要性の有無も含めた中で方向性を検討してまいりたいと考えております。

さらには、牧場に花畑などの観光資源を併設する考えはないかとのことではありますが、広大な敷地を使用しての花畑の併設ということで他自治体にある観光牧場をイメージされているかは分かりませんが、現状の焼尻めん羊牧場は本町の観光振興及び離島振興に果たしている役割が大きく、観光資源として活用している事実はあるものの、あくまで畜産振興に寄与することを目的とした牧場であります。また、焼尻島では自然林と野鳥、野草の宝庫として観光振興を図っておりますが、市街地区にバラ園がある中であって広大な花畑を併設することの効果には少なからず疑問が生じるものでありますことから、現状において併設する考えはありません。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問（続行）

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、答弁書に基づいて再質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問について町長に伺います。これまで町民に対して明確に説明や理解を求めたり、あるいはおわびは一切されてこなかったと私は認識していますが、町長の認識を伺います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、私のほうとしましてはそういう考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私の質問していることは町民に対して一切おわびとか、例えば何かを使って説明したり理解を求めたことはなかったですねと、議会とかにはありますけれども、そういうことはなかったですかと聞いているのですから、町民に対してはどうだったのかと私は聞いているわけですので、それに対してお答え願います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ですから、私は議会を通してそういう形でご答弁を申し上げましたという答弁にさせていただいたわけでございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それは納得できるような答弁ではないのですが、そこをついてもどうしようもならないので、次に進みます。責任の所在、それから責任問題について、残念ながら前向きな答弁ではないと私は感じております。町長の答弁は、過去から積み重ねたことで、議会、委員会、さらには一般質問でも説明している。今になって町民にも、この答弁書を見ると理解していただきたいとか、また新聞にも掲載された。では、どれだけ町民が新聞を見て、あるいは議会の何かを見て理解されたのか、私は大変疑問に思っております。この2つの問題の答弁は、遠い昔から起きた事案であるような言い方をしています。これは、私は責任回避をする答弁であるのではないかというふうに感じております。これで町民は、この2つの問題について納得していると思っているのかどうか町長の見解を伺います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、そういうふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、納得していると町民が思っている具体的な自分自身の指針みたいな、はかりみたいなものはありますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁の中で申し上げましたとおり、委員会等で何遍も報告を申し上げまして、議会からの質問等も受け付けておりますので、そういった形で理解は得られたものと考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私は、町民はこの2つの大きな問題はまだ納得してはいないというふうには思います。

そこで、責任の所在については町と指定管理者にあると答弁書で認めていますよね。それに間違いはないか確認します、まず。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁書の中でそういうふうに申し上げていると思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 本来いるはずの羊を損失していないから、責任は誰も取らないというふうに答弁書は述べています。本来いるはずの損失とはどういう意味ですか。私ちょっと理解できないのですけれども。当然羽幌町は、指定管理者の管理監督、指導含めて毎年牧場の管理状態を検査する義務があるわけです。それを怠っていたから、今回このようなことが起きたのではないですか。それであれば当然町なり町長なりの責任は私は重たいと思うのです。検査するべきことをしていないわけですから、毎年。指定管理に任せて10年間も、仮にです、頭数乖離も含めてへい死も含めて平成20年ですから。そういうきちとした管理、指導、検査、調査、これを全てやってこなかったということではないですか。だからこういう事態が発生したのではないですか。違いますか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） 今の逢坂議員の質問にご答弁させていただきます。

今指定管理の間でそういう部分というところでご発言もありましたが、これまでの常任委員会等でも申し上げていますとおり、指定管理期間のみにこういう形で頭数の乖離があったということでは整理はしておりませんし、監査委員の報告からもその旨報告されているかと思えます。牧場開設当初からそういう形で死亡に関しての報告が適切になされていなかったというところで、その部分につきましても常任委員会のほうでご説明申し上げますが、適切に毎年か2年置きとか、そういう部分でもこれまで実頭数の把握を行ってきたのであればどこかの時点で頭数の乖離といった部分は早めに確認できたかとは思いますが、これまで一度もやっていなかったという事実がありますので、そこについ

てはもちろん町としては反省すべきところではありますが、どの時点でどの程度乖離していたかとか、どの時点でどの程度の羊の死亡をきちんと報告されていなかったというところが今となつてはその部分については確認ができませんので、責任はもちろん町にもありますし、当時指定管理期間に係る部分は指定管理者にもありますが、その特定がなかなか難しいところでは責任を取るというところではなくて、これから適切に管理をして議会や監査委員のほうにも適切に報告した中できちんと運営していくことが必要であるというふうに考えているというところでもあります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） その答弁は、私は大変間違っているのではないかと。確かにいろんな委員会、随時監査も含めて一般質問等、これに対してはやられています。ただ、結論から言うと、へい死の数も含め、さらに318頭の頭数乖離、その根拠とも言える関係文書、当然文書とか書類も全くない。長年にわたって現地調査もされていなかったということを見ると、管理自体やってこなかった。これは大きな町の責任、これはトップである町長の責任でないかなと私は思うのです。反省をするのではなくて事実起きたことに対して責任をきちっと取るのが行政の私は役割だと思うのですが、その辺は行政として責任はない、反省はしますと答弁書に書いています。それで、これから気をつけていきます。だけれども、何の責任も取らないで、しないで、それが行政の執行のやり方なのでしょうか。私も行政にいたけれども、そういうのは必ず誰かが責任を取るか何らかの形で示す。これがやっぱり町民に対する、例えばですよ、信頼を得る、理解を得る、それにつながると思うのです。ですから、反省に立ってこれから気をつけていきますといたって、また後で言いますけれども、それは今回の問題に当てはまらないのではないかと思うのですが、どうですか、もう一度。町長にお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最初の答弁書で申し上げたとおり、私はそういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） この責任については、もう過ぎているから、先ほどから答弁書に書いているとおりでということの答弁しか返ってこないで、非常に本当に残念です。町のトップである町長がこういう不明な問題、あるいは今後こういう問題も起き得るかもしれないのです。そのときに書類もない、残っているものもない、だから誰も責任を取らないのだよということには僕はならないと思うのです。だから、その辺もよくぜひ考えていただきたいと思えます。

それで、羊、これは町の財産かどうか確認します。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

町の財産という部分ではもちろん羊という部分については、物的な扱いにはなりません

が、町の財産ということになります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 今町の財産になるという答弁でしたので、これは私が調べた範囲ですが、実は羊の販売についていろいろなところで調査をしました。今の現在の販売価格でいうと、おおむね平均すると雄、雌2歳というのは一番高く売れる時期、雄で16万円、これは平均です、雌で約13万円。単純に積算したら、雄で318頭今回乖離したというふうに算定したときに6,096万円、雌でいうと4,953万円。仮に雄、雌半分ずつとしても2歳で売ったときには5,524万5,000円の損失になるのです。これは莫大な損失になる計算になりませんか。それでも先ほど損失には当たらないかということのようなことを答弁書で書いています。損失に当たらないから、責任を取らないのだと。これは損失になりませんか、トータルすると。なるか、ならないか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

約320頭の乖離が町の損失になるかどうかといった部分のご質問かと思いますが、320頭の部分が何らかの形でなくなったとか、どこかに消えてしまったとか、そういうことであればもちろんそういう部分では損失になるかと思いますが、これまで何度も説明しておりますが、あくまでも適切に死亡した頭数を町のほうに報告されていなかったということで、町としては書類上の部分として実際にいる羊よりも多く整理していたと、そして議会とか監査のほうに報告していたということでもありますので、そういう意味では損失には間違いなくならないというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） さっきから聞いていると、言っている意味が分からない。町も責任がある、指定管理者も責任があると答弁書にも書いています。要は財産が損失したから、町の責任があると感じているわけでしょう、思っているわけでしょう、事実。これは大変な財産の僕は損失だと思えます。さらに、死亡羊の例えば不適切な処理は平成26年の堆肥火災がなければ全く分からなかったことではないですか。それから、頭数乖離も指定管理の中でずっと行われていれば、例えばです、318頭、この頭数乖離も全く分からなくて継続されていたのではないですかと私は思うのです。町の考えとしてはどうですか。そういうふうに思いませんか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問の中には説明が不足だったのか、勘違いといえますか、度々委員会等でも申し上げましたとおり、指定管理業者から受けたときに320頭近くの羊がいきなりいたものがなくなったということではなくて、ここに書いてありますへい死ということで、年がいった綿羊を牧場で飼っていたらそこで死んだので、そこに埋めてやったと。本来であるとへい獣処理といって第2高台ですか、そこに処理場があるので、搬出してそこに埋めてやるという手法取っていかねばならないものがそういった手続をしておらず、町営のときから、そして指定管理のときにもそういう処理がされていなくてということを経験でも申し上げたと思うのですけれども、それがこの書類に書いてあります年数にほぼ正確に分かったのは約320頭という数字で出てきて、ここに書いてあるように委員会等でご報告を申し上げたということで、過去からそういった死亡した羊の処理についてきちんと把握していなかったという数字でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ですから、把握をしていなかったことが、やっぱりそれは町の怠慢というか、責任ではないですかと僕は再三言っているのです。確認できていれば、毎年です、何も問題なんか起きるわけがないでしょう。何ぼ死んで、幾ら生まれて、売って、販売して。そうすると、こんな乖離も出ないし、へい死問題だって出てこなかったのです。要するにこの2件の問題については町自体がきちっと管理、監督、指導なりされてこなかったからということが結論が出ているのではないですか。それでもまだ違うというのですか、分からないとか。随時監査でも分からないような、形骸化だとかという言葉を使っていますけれども、事実は事実としてへい死もしているし、たまたま火災のときに分かった。今回直営に移ってたまたま頭数の、500頭いる、600頭いるものがたったの180頭しかないというのも分かったわけでしょう。それはあくまでも町のものなのでしょう。町のもものがいなくなっているのに分からないとか、形骸化が生んだ事案だとか。僕はそこを言っているわけではなくて要はそういうことが行政として、これはあり得ないことではないですか。財産がなくなったり、いなくなったりしているわけですから。そこをきちっと精査して、これはずっと前から起きたことだとかというけれども、いつ起きたかそれも分からないわけでしょう。それであれば当然町として責任を取って、誰かが責任を取って、こうこうこういうことであった。だけれども、不明であったと。だから、町民の皆さん大変申し訳なかったとA4の紙1枚で例えばおわびを出して、自ら町長その責任を取って、例えば減給なりするなり自分なりに課するのが普通ではないですか。町長、どうですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） また繰り返しになりますが、最初の答弁の中で申し上げているとおり、委員会等でもご説明申し上げているとおり、それからその中でもおわびを申し上げておりますし、あとはどういうふうなことをせいというのか。私のほうとしてはそういうことをご理解をいただいているものと思っておりますので。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 理解をしていただいたと思っておりましたと、それで事が済むのであればこんな楽なことはないと思います。それではないと思います。形としてきちっと、こういうことがあって、こういうことがあってと。町民は、知る権利はあると思うのです、税金を使っているわけですから。道からの補助もあると思うのですけれども。最低限知る権利、牧場内で何が起きたかとか。今回の2つの問題にだって、どうなっているのだという方もたくさんいるのです。それがずっときて何もしないで町の責任もない、ただ責任所在は指定管理者にもありますよと言っておきながら全く責任も取らない。責任は委員会とかでいろいろと述べていますよと、それでおわびもしていますよと町長は言いますが、私はそこは納得いかないのだ。そこはきちっとそれだけ思っているのであれば何らかの形で、自分自身で、そういうものに対して処分を課すなり何らかの形で町民に公にしてきちっと謝るとか、そういうことをするべきだと思うのです。再三何回も聞いて申し訳ないのですけれども。それはぜひそういうふうと考えていただきたいということと、これは1問目の最後になりますが、誤りや過失が起きたときは、これは昔からのことわざで責任を取ることに遅い早いはないのです、実を言うと。私はそういうふう思っているのです。ですから、ぜひ考えていただきたい。

1点目の最後ですが、これは多くの町民と言うと言葉が大げさになりますが、今回のうちの議会アンケートの中で何件かは町や町長は責任をなぜ取らないのかとか、取るべきだとかということがアンケートの中に記述されています。そこで聞くのですけれども、私はこの問題について町長としてきちっとけじめをつける意味で、最も町長の大事なところはそこだと思うのです、町のトップというのは。誰も責任が取れなかったら自分が取るのだという、そういう気概を持って町民に示すことが町長である姿だと私は思うのです。これは何を言ってもその責任は取らないのかなと思うのですけれども、そういう姿を見てやっぱり羽幌町長、うちの町長はすばらしいよというふうに私はなると思うのです。けれども、こういう問題をあやふやにして、何回も委員会では、いろんところで説明しているからいいや、責任も取らないからいい。そうやってやってしまうと、町長として町民から見ると何となく受けが悪い、責任逃れもしている、そういうふうに取り除かれるのではないかと私は思っているのです。ですから、再三責任はどうですかということを言っているのです。あったことは事実なのです、へい死の問題も頭数乖離も。ただ、だらだら昔からあったとかいろんことは言うけれども、あった事実に対して何らかの形で私は責任を取って

いただきたい。責任をどういう形で取るか分かりませんが、それをお願いして、判断は町長にお任せします。何かあれば伺います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今の逢坂議員の発言の中に責任を取っていない、それから事実を隠している、そういうような発言があったかと思いますが、再三にわたってこの答弁書を持ち出しておりますが、委員会でも報告しておりますし、それからただらと過去からだという、そういう発言もございましたが、委員会等で申し上げているのは町営の時代からへい死の処理についてどういうふうにやっていたのか、もう探しようのない条件でできたという中で、頭数が減っている分指定管理のものに責任を負わせるということは、実数が把握できない上にそういうことになると、指定管理者にも責任はあるといえどもどういった頭数になるか、そういうことも見当がつかないというようなことも現実には隠さないで委員会の中で報告を申し上げますし、その中でも町としてのおわびを申し上げているというふうに私は認識しておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 僕今町長に言ったことで隠しているという言葉は言いましたか。隠し続けているとか、そういう言葉は僕は証言していないと思うのですけれども、どうですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時27分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員から今隠しているという発言はしていないのではないかとということでございましたので、内部で確認しましたところ、そういう発言ではなかったということでございますので、おわびを申し上げて訂正をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、2点目に移りたいと思います。2点目では、答弁書の中では指定管理者について、町の描いていることができなかつた、あるいはいろんなことを考えたら今後も直営でいくというふうな答弁でございます。そうすると、10年間の指定管理、これはやらなければよかつたのか、あるいは町としてプラスには全くならなかつたのかどうか、その部分の検証というのはされたのかどうか伺います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

まず、指定管理を行ったことに関しての検証ということでございましたが、特段指定管理10年間ですか、やった結果といった部分を検証という形はしておりませんが、直営に戻すに当たってはこれまでの約10年の部分を踏まえた上で最終的に、答弁で申し上げますとおり、町の方針というところを協議した中で指定管理者ができなかったということでもありますので、そういう形になっているというところでもあります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 要は指定管理をやったことは町にはプラスにならなかったというふうな解釈でよろしいですか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） すみません。プラスになったかどうかといった部分が答弁が漏れておりました。プラスになったかどうかといった部分は、それぞれ指定管理においてブランド力を向上していただいたりとか、もちろんプラスになっている部分もありますし、最終的に町の方針として増頭がなかなか進まなかったとか、町民還元がなかなかできていなかったというようなどころに関しては町の方針とは合っていなかったというところでもありますので、一概に指定管理が間違っていたかとかといった部分については、そうとは考えてはおりません。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 指定管理制度については今後は考えていないという答弁ですが、これからはずっとそういう考えでいくということでしょうか、確認の意味で。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） 現時点においては直営に戻った当時の方針というか、そのときの考え方に基づいて今動いておりますので、現時点においてはもちろん指定管理は考えておりませんが、この先指定管理を行わないのかといった部分につきましては、これからの運営方針を踏まえた上でそこも含めて多分考えていくことになるのではないかなとは思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひいろいろと考えていただきたいと思います。

そこで、めん羊牧場の運営に関してですけれども、予算関係なのですが、運営するということになると当然お金もかかるわけでございますが、直近の3年間の予算額を調べたのですが、総額でいうと9,665万4,000円、これが3年間の計上予算です。これは中に道の補助もあるかと思いますが、年々相当負担になってきているのではないかと私は感じているのです。このことについて町はどのように認識しているのか。さらに、3年間で9,600、約3,000万ちょっとずつかけていて、その経済効果とか成果はどういうふうな部分で現れているのか、目に見えて現れているのか、その辺をお聞きします。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

3年間の費用が9,600万ということで、自分の今手元に3年分の積み重ねている部分がありませんので、その部分についてはあれなのですけれども、先般8月の常任委員会でも申し上げていますが、大体人件費を除いて単年度当たり1,600万くらいというところで、収入につきましてはふるさと納税を含めて約600万くらいありますというような説明をたしかさせていただいたかと思っております。そうなりますと、単純に収支でいきますと1,000万くらいのマイナスにはなっているというところではありますが、その部分を経済効果として目に見える形でどの程度あるのかといったところのご質問があったかと思いますが、はっきりとした数字として申し上げることはできませんが、めん羊まつりですとか様々な部分での町に対する振興具合というのはもちろんあるとは思っております。ただ、そこを具体的に示す部分が当課としても持ち合わせておりませんので、そのときの常任委員会の中でもその後の一般質問でもご答弁たしか申し上げていたかと思っておりますが、離島振興ですとか観光振興に果たす役割ですとか経済効果を検証をできるだけしつつ、方向性は考えていきたいというようなたしかご説明を申し上げて、今もそのとおりに思っているところであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 次に、聞いている時間がないので、町民への還元なのですが、収支のバランスも考えて必要だとやっています。羽幌町のお店に卸して通常販売していますよと。僕が聞いたのは、例えば士別の綿羊は市民に割安で年1回販売している。また、池田町の十勝ワイン、猿払村のホタテ、厚岸町のカキ、滝川市のタマネギなどは、挙げれば全道で切りがありませんが、本当に全道各地で地元産の食材を通年あるいは年1回の町民への無料配布だとか還元、安く売るとか、そういうことをされているのです。羽幌町は綿羊についてそういう何かを取り組むというか、そういうようなものは考えていないのか伺います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

町民還元というところで今逢坂議員のほうから他市町村の部分で無料配布ですとか、そういう部分を行っている。本町につきましては、答弁でも申し上げていますが、基本的には町内飲食店向けの部分について半額で提供させていただいて、その部分で町民の約半分くらいの方が食されているというところも一つあります。あとは販売店向けの部分としては価格的部分で、士別さんとの部分で若干割引といった部分がない部分がありますので、そこについては今後検討していかなければならないのかなとは思っています。ただ一方で、たくさんの方からもご指摘のある収支のバランスといったところも、公共的な事業としてやっている以上はその部分も考えていかなければならないというところも事実でありますので、なかなか満足のいく町民還元ができるかどうかといった部分は難しいところもありますけれども、できるだけ直営に戻した趣旨にもありますとおり、町民の方に少しでも還元できるような部分というところは今後も継続して考えていきたいという

ふうには考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ町民のために焼尻めん羊が気軽に食べれるような、年に1回でもいいですから、計画を立てて実施してください。

次に、3点目に移ります。町の目標とか指針とかというのは前々から委員会とかでいろんな部分で町長の執行方針、行政報告等で今後の見通し、計画が毎年示されておりますが、ただほとんど目標に達しなかった。それはなぜかという、へい死問題もあって、あるいは頭数乖離もあった。私は、全て計画倒れ、頓挫したと思いますが、町長はそう思いませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、そういうふうには思っておりません。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 思っていないと言われると、私はそういうふうに計画倒れは全体的な問題が起きてうまくいかなかったのかなと、販売も含めてです。指定管理もやめた、直営になった。これからはよくなるのかなと期待はしているのですけれども、その辺の計画倒れについて再度、私はしたのではないかと思うのですが、町長はそういうような認識はないのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 計画倒れとおっしゃったのね。また間違ったら失礼になるから、確認させてもらいましたけれども。委員会でも申し上げましたとおり、羊舎、羊の小屋、それと牧草を入れる小屋、牧草を入れるほうにつきまして道の補助をもらっておりまして、委員会でも申し上げたのですけれども、それがまだまだ耐用年数といたしますか、使わなければならないという時間があります。そして、先ほど課長からも出たかと思っておりますけれども、一番最初に、もう随分昔の話をしてもまた笑われるかもしれませんが、離島振興ということで漁民のための羊を飼ったということですからずっときていたわけです。それで、その中で歴史が変わって利益は出ないものの、先ほど出ました士別の綿羊も羽幌からいいなということで行ったというような経緯もあります。それから、滝川か新得がやめたときには羽幌に任せるからと、要するに島はスクレイピーが出ていないから、種羊として頼むというようなことでも現在もきているわけで、そういった様々な部分も勘案しながらやっていかなければならない羊牧場というふうに考えております。

それから、議員からも観光面で花と一緒に頭数を減らしてというようなご意見もいただいておりますが、そういった部分も焼尻島から天売の見えるめん羊牧場の景色も大変人気もあるというようなことから、一概に収支だけでいくとやめてしまえよと言われても、はい、そうですねと言わざるを得ないようなところもありますが、離島振興といった様々の先ほど申しましたそういったことを抱えている牧場であるということもご理解をいただいた上、今後ともご指導をいただいております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） もう時間も、私気にするほうなので、最後に近くなったのですが、8月18日に私は焼尻に実は行って牧場を見てきました。久しぶりというわけではないですけれども、僕は2年間島にいたので、勝手知ったるところなのですが、現実今年行って見てきたのですけれども、先ほど来から言う観光資源、離島振興の役割が大きいと再三言っています。でも、現実町のほうで、町長も見てきたのかどうかは分かりませんが、今年見に行ったときには案内の看板もないし、見る場所もない。僕は勝手知ったる場所ですから、見れますけれども、一般の観光客なんて一人もいなかったし、見るといったときに見るところは堆肥場の堆肥が山積みになって綿羊なんて全く見えなかったと。僕は見るところを知っていますから、あれですけれども。そんな現状で、ましてやコロナ禍、大変難しい世の中にこれからなっていくと思います。当然酪農学園からの応援も来年も下手すると難しいと思います。そういう現状を捉えて、花畑牧場、今町長さんが言われたので、言うのですけれども、それはやらないということで併設する考えはないと。私は非常に残念です。ほかの地区も結構花畑を併設してやっているところはたくさんあります。羽幌、焼尻だけがするのではなくて、いろんなところのあれはあるので、そういうところをぜひ参考にして、そういうところの視察をするということも、僕は見ていますけれども、土別でも滝川でも。それから、茶路というところがあって、そこもやっているのです。ですから、そういうところもきちっと視察して、ただ単に綿羊だけで焼尻を生かすのではなくて、そういうこともこれから考える必要が僕はあると思います。

それから、確かに焼尻は知ってのとおりオンコ林もすばらしいし、羊の肉も食べられる。日本海の夕日もきれい。いろんなことでPRはできる。そして、夏季限定の高速船3割引きもやられているわけです。だから、観光面においてもいろんな意味で有効活用、牧場も含めて花畑も併設することによって有効活用できるのではないかと私は思っています。将来に向けてそういうことも考える必要が僕はあると思うのです。ぜひそのことについて再度ご検討願えるかどうか伺って終わりたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 腰が重いというとまた叱られますが、今後焼尻のめん羊牧場の発展を考えて花畑を併設するような、そういった考えはないかというご指摘を改めていただいたので、改めて同じ答弁で申し訳ございませんが、ここで申し上げているとおり、現在3名体制で大変いっぱいいっぱいのところをやっていると思います。私も今年はめん羊まつりが中止になって行けないかなと思ったら駐在所の開所式がございまして、案内いただきましたので、行ってきました、焼尻は。支所長は、町長、診療所も見ていないでしょうと。今年は来ていないから、めん羊牧場も連れて行ってやるからと。それで、見せてもらってきました。場長にも会ってきました。今年は放牧の回数が多いのか、私が今までに見た綿羊では一番きれいな綿羊でありましたので、ご報告いたしたいと思います。そんなところで人数としてはいっぱい体制でやっておりますので、それ以上余裕といい

ますか、そういうものができるようになりましたらまた議員のお言葉も思い出しながらさらに体制を取りたいと思いますが、現状では非常に難しいので、やるということを確認といたしますか、肯定できるようなお返事は難しいので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そういふことで花畑はこれから先どうなるか分かりませんが、ぜひやっけていくような方向で考えていただきたいと。

最後に、もう1点だけ。へい死問題、それから頭数の乖離問題、不透明なところ、責任問題も先ほど来聞いても全く回答は私は納得していません。それから、アンケート調査のところでも、議会のです、アンケートを取った結果、その中でも先人の苦勞といふか、焼尻めん羊を58年間やっけて、本当に苦勞してやられてこれだけのものにしたといふのは大変私は感謝もしてありますし、ご苦勞さまを申し上げたい。ただ、いろいろな意見を総合すると、財政面、これからの面を考えたら花畑をやっけて現状維持程度で、頭数を減らさない程度、増頭しないで、3名体制なら3名体制、2名体制なら2名体制でできるような綿羊の牧場にしてやっけていけばいいのではないかといふ意見もあります。最後に、いずれはいろいろな状況によっては牧場の閉鎖なり縮小なりを考える時期が私は来るのではないかと思ひますけれども、今現在のところ町長の考えとして、将来のことを聞いてもあれですけれども、牧場の閉鎖なり縮小なりをしながら例えば花畑をやるとか、そういう考えはないですか。最後にお聞きします。

○議長（森 淳君） 時間ですので、最後の答弁とさせていただきます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最後のご質問といふことで、再度またこれからの継続といふことで、規模を縮小して花畑など観光客に喜ばれる施設にしたらどうかといふことでございますが、私も任期はあと2年と。3期目はどうなるかまだ分かりませんので、この任期中は先ほど申し上げました牧草の倉庫、そういったものの続けなければならないといふ道とのそういった約束もありますので、当面は3名体制で羊の飼育といふことに尽きるのかなといふふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） これで8番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） それでは、私のほうから1件、愛ランド・サフォーク夢のフロンプレセント事業について質問いたします。

羽幌町議会では、議会活動の活性化に向けた取組の一つとして今年10月22日から11月20日までの期間、町民アンケートを実施しております。その中でアンケート結果に夢のフトンプレゼントについての意見、要望がありました。この事業は、赤ちゃんの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、焼尻めん羊の毛を使ったベビー布団をプレゼントし、子育て環境を整えるとともに、地域への愛着を深めるとの趣旨であります。また、羽幌町におきましては令和2年度から令和6年度までの子ども・子育て支援事業計画第2期を策定し、様々な子育て支援事業に取り組み、実施していることは承知しております。夢のフトンプレゼントについては、布団プレゼントを廃止し、祝金という形で給付すべき。プレゼントされた布団を使用していない家庭が多く見られる。第2子以降布団は必要ない。布団は要らないので、布団分のお金もしくはおむつ等にするべき等々の意見、要望があり、現時点ではこの事業に対する保護者の評価はあまりよくないのではないかと推察いたします。少子化が進んでいる羽幌町としましては、保護者が安心して出産できる環境を整えることも少子化傾向に少しでも歯止めをかけることにつながるのではないかと考えます。そこで、以下について質問いたします。

夢のフトンプレゼント事業については、その事業内容の見直しが必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、議員ご質問のとおり、本事業は羽幌町で生まれた新生児を対象として、その誕生を祝い、健やかな成長を願うとともに、郷土愛を深めるため、地場の産品である焼尻めん羊の羊毛を使用したベビー布団と、同じく羊毛を使用したミトンなどの手作りグッズ、お祝いのバースデーカードを添えてプレゼントするものでありますが、その主な目的は世帯への経済的支援ではなく、生まれた新生児本人に対し、地元のみんなでお祝いの気持ちを送ることであると認識しております。本年3月に策定しました第2期羽幌町子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート結果を基に第2子以降の新生児向け製品の在り方について関係団体を交え検討したところ、おむつ取替えの際の敷物など様々な用途で活用できるベビーマットの製作が可能となりましたことから、新たに選択肢の一つに加え、本年10月から運用を開始し、事業内容を見直したところであります。実際にプレゼントとしてお渡しするのはこれからとなりますが、今後も状況に応じ、改善できる点は見直しを行いながら本事業を継続し、子育て支援のさらなる充実、地元の資源を生かした地域活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、平山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） それでは、私のほうから再質問させていただきます。

この夢のフトンプレゼント事業につきましては、私の記憶ではこれまで予算委員会での

質問、あるいは定例会での一般質問がされておまして、今回私の質問で3回目となるかなと認識しております。まず、先ほどの答弁の中で、これまでも答弁がありました、この事業の主な目的、これは世帯への経済的支援ではないということですが、この答弁を聞いて感じましたことは行政の思いと保護者の子育て世代の人の思いの認識というか、そういうずれがまずあるのではないかなと感じました。なぜなら行政としては親の負担軽減ではないよと。そして、保護者の思いは、これまでの議会との懇談会、アンケート調査の結果から推察できることは、出産にはかなりの費用がかかる。だから、そのところでの負担軽減をしてもらえないかということだと思います。その辺のところの認識はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 子育て支援につきましては、お金による支援というのは、いつの質問だったか記憶はありませんが、しないというふうに申し上げておまして、その代わりに任意の予防接種を当時から行っておりまして、本年度も326万2,000円ですか、そういった予算になっております。以前はこれよりも多かったわけですが、任意でなくなった部分もありましたので、少し金額は下がっておりますが、相当長くやっていた、そんな記憶も持っております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今町長答弁ありましたように、子育て世代の支援ということで、そういう予防注射等の支援をしていることは存じています。ただ、この趣旨といいますか、目的について子育て世代の人たちに浸透はしていないのかなと。その辺を理解していただくことが必要ではないかな、足りないのではないかなと思うのです。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのところは町の議会議員でございますので、町の趣旨を十二分に理解して町民にご説明、宣伝をしていただければというふうに思います。先ほども綿羊の件でご質問いただきましたが、綿羊の毛を使って様々な女性の手芸と言ったらいいのですか、そういうことの活動を通してやられる方が出てきて、その中でさらにそういったものも子育て世代には役に立つのではないかと、そして羽幌町の綿羊だよというようなことで地域の新たなそういった活性につながるのではないかとということで始めた事業でございますので、目的といいますか、趣旨といいますか、そのところがずれてしまったのかなというふうに感じておりますので、様々な宣伝はこれからも続けていきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今の答弁で今後もこの事業を続けていくということですので、議員さんたちも町の人に聞かれて宣伝してくれということですが、それはもちろんしますが、また町としても姿勢としてその辺はしっかりやっていただきたいなと思います。

次に、事業内容の見直しですが、第2子以降の製品の在り方についてアンケート結果を基に関係団体と検討したところ、ベビーマットの製作が可能となり、新たに選択肢の一つに加え、事業内容を見直したところであると前向きなご答弁をいただきました。まず、確認なのですが、このベビーマットの材料は、もちろん地元の資源を生かすということからも焼尻めん羊の毛を使ってという事業なのですね。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、焼尻めん羊の羊毛を利用したベビーマットの作成ということになっております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 参考までにお聞きしたいのです。今プレゼントしている布団のサイズ、大きさ、それと今回第2子以降のベビーマットのサイズ、それとこれらにかかる費用についてお聞かせください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

現在の布団のサイズにつきましては、掛け布団が95センチ掛ける120センチ、敷き布団については70センチ掛ける120センチのサイズとなっております。今回10月以降に始めますベビーマットのサイズにつきましては、85センチの125センチということで、敷き布団の一回り若干大きいサイズとなっております。あと、金額につきましては、布団のほかに先ほど町長も説明しましたが、手袋のミトンや靴下などもろもろの製品もプレゼントしておりまして、合計で布団につきましては2万1,802円の1セットに対して経費がかかっております。あと、ベビーマットにつきましては、先ほどのミトンの手袋等も含めまして1万5,770円ということの予定となっております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） どうもありがとうございます。それでは、今後第1子のときは布団のプレゼント、第2子以降はベビーマットのプレゼントということになるのですね。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

1人目につきましては布団をプレゼントいたしまして、2人目につきましては選択ということで、布団もしくはベビーマットの選択という希望を取ってプレゼントする予定であります。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今第2子以降は希望を取るという答弁でした。それで、これまでの町長の答弁で布団プレゼントでは2人目以降もし必要でなければ断っても構わないですよという答弁があるのです。今回もそのような捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

今までも1人目であろうが今後の2人目であろうが希望を取ってからのプレゼントをしておりますので、今までどおりのことになると思います。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） このことは後ほど。

次ですが、第2期羽幌町子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート結果を基に事業内容を見直したとあります。そのアンケートの中に子育ての実態のところでは子育てについての悩みとして経済的な不安、負担が大きい、このことが2番目に多い回答数になっています。そしてまた、ニーズ調査における意見のところでは費用の軽減、他町村などではお祝金があることで出産しやすくなりましたとの話をよく耳にするとありました。羽幌はそういうものが全くないので、余裕がないと結果にあったはずですが。このような意見、要望に対して、この事業見直しにどのように反映されているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

この事業につきましては、町長も説明しましたが、経済的援助ではなく子供への製作者も含め町民みんなからのお祝いという意味の趣旨で実施しております。

あと、経済的なお金がかかるとかのアンケートはあるのは承知しておりますが、そちらにつきましては今までも答弁しているとは思いますが、一時的な給付金をあげるのではなく現在の子育て支援のほうを、先ほども町長もおっしゃっておりますが、予防接種の助成だとか子育て支援センターの事業内容の充実、あと相談事業だとか、あと妊産婦の健診の助成などを含めて直接お金を給付するものではなく、今後必要となる部分も含めて子育ての環境を整えていくという考え方で現在も進んでいるところであります。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 答弁の内容は理解します、私は。ただ、議会との懇談会や今回のアンケート調査の中に経済的支援ということが大きく声が上がっているのです。例えばプレゼントを廃止してお祝金という形で給付してほしいとか、布団は要らないので、布団分のお金、露骨な言い方なのですが、もしくはおむつにするべきなどの要望があるということは、出産に対しては本当にお金がかかるのです。そういうことから、子育て世代のお父さん、お母さんたちは経済的支援をしてほしいという切実な思いではないかなと私は受け止めています。それで、今回も第2子以降のプレゼントで必要ない人は断ってもいいですよということですが、先ほども私言いましたように、町側の思い、それから保護者の受け止め方の違いがあるのではないかとということで、町長、そうですねと認めましたよね。こういう必要でない人は断ってもいいですよ、要らない人は要らないでいいのではないかとこののであれば、この事業のやり方としては町側の一方的な実施方法ではないかなと私は思います。するのであれば保護者の方が本当にありがとうございますと思ってもらえるようなプレゼントの内容にするべきであり、こういうことは私は本当に必要ではないかな

と思います。こういう保護者のニーズに対して聞く耳を持たない町側の考え方だと私は受け止めざるを得ません。そういう認識でいいのかどうか確認いたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたとおり、この事業につきましては焼尻めん羊の羊毛を活用したもので何かお祝いをできないかなということと、それから議員おっしゃるように必要のない方には断っていただいているんですよということは知らないよという意味ではなくて、子育て支援については、先ほども申しましたが、任意の予防接種について子供さんがいれば1人だろうと2人であろうとその年度生まれたゼロ歳児ですとかそういう生まれた年数に応じてそれぞれがひとしく受けられる予防接種がいいだろうということと、先ほど課長が申しましたように子育ての支援事業といった、そういったもので、事業で子育てを支援するというのが当町の考えでございまして、そういうふうに事実実践してきて喜ばれている部分も聞いておりますので、今後ともそういう形でいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今ご理解してくださいということですが、説明していることは私はちゃんと理解しています。ただ、そこに子育て世代の親御さんの気持ちが、さっきから言っていますけれども、ちょっとずれている。その辺のところを私は何とかしてあげたいな、してほしいなという思いなのです。私は、決してこの事業を否定しているものではありません。今後も、先ほどから言っていますけれども、この事業を継続していくということですので、この事業は事業で私はいいかと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、アンケート調査の結果とか懇談会での保護者、町民の要望に対しての解決には私はつながっていないと思いますけれども、繰り返しですけれども、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

確かに給付金の要望やアンケートはたびたび聞くことはありますので、ご承知はしておりますが、本町の姿勢といたしまして再三答えておりますが、生まれてからの子育て支援などを充実していきたいという考えであります。あと、アンケート結果のほうにも、各期の子育て支援計画にもありましたが、給付金ではなく今後の子育て支援のほうを充実してほしいなどのアンケートの結果もございますので、本町といたしましては給付金を、1人幾らというインパクトはあるかもしれませんが、本町といたしましてはインパクトには欠けているかもしれませんが、今後の生まれてからの子育て支援の充実のほうにシフトして事業を行っていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） お子さんが生まれてからの事業に充実した取組をしていきたいということだと思うのですが、ということになりますと今現時点では出産時に関しての町側の支援というのは何もしていないという判断でよろしいのですか。出産時の、お子さん

が生まれたときです。この布団プレゼントは、先ほど言ったように生まれてきてありがと
うと赤ちゃんに対しての気持ちもあるよという意味合いだったと思うのですが、そのほか
で出産したときの支援です。これは多分経済的支援になるのか分かりませんが、何
かやっている事業があれば教えてください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 答えいたします。

出産時の医療に係る部分でありましたら各医療のほうから出産1人に対して42万円だ
ったと思いますが、給付はあると思います。本町といたしまして単独のと言われれば、生
まれて何かお金をやるとか、そういうのは一切ございません。あと、新生児に対して1軒
1軒訪問をして相談に乗ったりとか、そういうソフト面の事業を実施しているところであ
ります。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） 今回第2子以降のプレゼントについてはベビーマットのプレゼ
ントをしていくということでは前進した事業の内容の取組と受け止めております。ただ、
何回も言いますが、保護者、町民の要望で特に経済的支援という思いが大きいので
す。この辺の部分で町側は今後もしないというふうな意味合いにしか私は取れない
のです。こういうことというのはプレゼント事業のほかに今後の町の課題の一つになるの
かな、出産時の支援です。出産するまでいろいろなプロセスがあります、妊娠してから生
まれるまで。健診ですとかいろんなものがあります。そういうことではなくて出産したそ
のときのお金がかかるということを町民の方は言っているのですから、そのために羽幌町
は何もしていない。ところが、ほかの町村ではそういう支援をして少しでも少子化の歯止
めをかけようと取り組んでいる自治体もあるはずで。保護者のお母さんたちはそういう
ことも聞いて、この近くでいえば、名前を挙げてあれなのですけれども、市町村名、近く
にそういうまちがあるということで、そのまちに子育てをするために移り住んでいくとい
う人もいると聞いています。ですから、私先ほどから言っているのは出産するまで、子供
が生まれてからのいろんなプロセス、そういう事業をやっているのは私は分かっていて今
日こういう質問をしているのです。私が言っているのは出産したときにその家庭に対して
支援をしないのか。何回も言いますが、しません。でも、これはこれだけ大きな
声になっているのです。人口減少にもつながるかもしれません。そういう若い世代の人た
ちが、隣のまちはそういう子育ての、こういう出産のときの事業に対してやっているところ
があれば行くかもしれない。実際にそういう声が出ているのです。だから、私が言っ
ているのは出産したとき、そのときの支援が必要ではないかと私は言っているのです。これ
は今後町としての新しい課題の一つではないかなと私は思って今日質問しているのです。
その辺どうですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員から出産のときを考えてしないかということでございますが、過去の同じような質問でもご答弁申し上げましたが、出産のときにしない代わりに任意の予防接種、あるいは先ほどから言っております子育て支援というものでお金を使っていくというふうに変えておりますので、お金を使っていないということは当たらないかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） やはり堂々巡りの議論しかありません。ちょっと残念です。でも、お願いします。今後そういうことを一つ課題として検討していただく方向にはなりませんか。もう一回念を押して聞きます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時23分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、平山美知子君。

○3番（平山美知子君） なかなか難しい問題で、行ったり来たりの議論で。私の思いはできるだけ今言ったようなことでかなえてほしいと思います。

最後に、この事業も綿羊の毛を活用して行っている事業ということですが、綿羊の羊毛の活用についても、ほかにもふるさと納税の返礼品とかにも使っているようですし、また町での行事で高齢者に対しての88歳のお祝いですとかあります。その辺のところにもこの綿羊の毛を生かして有効活用といいますか、その辺にも利用できるように取り組んでもいいのかなとはふと思ったのです。その辺布団とは違うかもしれないけれども、綿羊の活用ということで。その辺もし何かあればお願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 通告の質問と外れておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（森 淳君） これで3番、平山美知子君の一般質問を終わります。

次に、7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、私のほうから今回は3点について一般質問を行いたいと思います。

1 件目、学校給食費の徴収、管理業務の公会計化について。11月4日、文部科学省は給食費の徴収、管理業務を74%の教育委員会が学校に任せているとの全国調査結果を発表しました。あわせて、集めた現金の管理や未納の保護者への督促が教職員の負担になっていることから、業務を市区町村などに移管する公会計化を進めるように要請しました。以前にも予算委員会等で学校給食の未納金、滞納金について質問しましたが、給食の質が落ちるわけではなく、滞納額が増えることはないと答弁がありました。しかし、献立については1食当たりの金額が決まっており、未納金に対する補填等がないために給食の献立にも影響すると考えられます。納付しているものからすると理由のいかんを問わず未納は不平等となり、また未納の保護者への督促等の業務が教職員の負担になっていくと考えられます。学校給食の公会計化によって、1、教員の業務負担の軽減、2、保護者の利便性の向上、3、徴収、管理業務の効率化、4、透明性の向上、不正の防止、5、公平性の確保、6、給食の安定的な実施、充実等の効果が見込まれます。そのため、今後は学校給食費の公会計化を行うべきと考えます。現在の未納者数、累積未納金や滞納額、また不納欠損処理による影響をどのように捉え、また今後どのようにしていくつもりなのか。

2 件目、成年年齢の引下げに伴う町の取組について。成年年齢を18歳に引き下げる民法改正案が2018年6月13日の参議院本会議で可決、成立し、その施行日は2022年の4月1日となっています。私が考える町としての課題の一つは成人式だと考えます。成人式は、法律による規定はなく、実施時期や対象年齢などは各自治体の実情に応じて企画、実施されています。羽幌町でも毎年1月、羽幌町成人式を開催し、町内外から多くの参加者が集まっています。2022年の4月1日から成人が20歳から18歳に引き下げられると、2023年の1月の成人式は18歳の代、19歳の代、20歳の代の3代が一度に行うことが想定されます。対象者の親や子供たちも困惑しているとの声が聞かれます。町として対象者、保護者、学校関係者等の意見を取りまとめ、方向性を早急に検討し、周知していくべきだと考えます。当該年以降18歳が成人式をすとなると、時期は受験前の大事な時期になり、直後には今年度から実施の大学入試共通テストが行われます。20歳の成人式と違い、お酒も飲めないのも、成人式前後の飲酒に関するトラブル等も想定しなければなりません。そこで、町としての課題や今後の対応はどのように考えているのか。

また、国では18歳に引き上げる上で若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大防止策など環境整備が必要であるとの指摘がされています。既に選挙年齢も引き下げられ、町政に積極的に関わりを持つことに期待しています。そのためにも若い世代への情報の発信を進め、成年年齢引下げによる影響や責任、また選挙権についても行政として積極的に周知、啓発を行っていくべきだと考えます。町としての見解や新たな取組を進める考えはあるのか。

3 件目、雇用対策、定住における住環境整備事業について。先日の総務産業常任委員会でも羽幌町民間賃貸集合住宅建設促進助成制度を来年度以降延長せずに終了するとの見解が示されました。町の分析によると23事業者が経営し、全254戸のうち空室が27戸あ

り、今年度は申請がない状態で、当初の目的をおおむね達成したとの報告がありました。一方で、空き家対策事業では解体事業は進んでいるものの、取得、改修等の実績が伸び悩んでいると思われます。先般行われた議会のアンケート結果により、これからは新規就業、雇用対策、また移住定住の政策の必要性を強く感じているとの回答があり、また各世代では依然として住宅リフォーム補助事業や若い世代では新築住宅建設補助の要望も多いです。行政と町民の住環境への考えや意見のギャップがあると思われます。若い世代がこれからも本町で快適で良好な住環境の下、定住していただくためにも住宅リフォーム補助や新築住宅建設補助による住環境整備は今後も推進していかなくてはならないと考えます。また、住環境整備を推進することにより雇用の安定や移住定住の促進、空き家対策、人口減少の抑制等、様々な効果が期待できると考えています。また、高齢者も長く住み慣れた町で過ごすことにもなると思います。町の長期的な展望と住環境整備の推進、住宅リフォーム補助、新築住宅建設補助による影響や効果についての見解と今後についての考えは。

以上です。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 小寺議員のご質問 1 件目、学校給食費の徴収、管理業務の公会計化についてお答えをいたします。なお、3 件目につきましては私の答弁の後、町長からご答弁申し上げます。

それでは、1 件目、学校給食費の徴収、管理業務の公会計化についてお答えいたします。学校給食費の徴収等については、現在私会計としてその業務を主に学校の教職員が担っておりますが、給食費を徴収できない世帯があった場合は毎月文書を発送し、支払いをお願いするなどの事務が発生し、教職員の本来業務への負担になっているものと考えております。現在給食費の未納については毎年一、二%あり、徴収した給食費で児童・生徒の栄養価を保ちながら学校給食を提供しておりますが、未納金がある場合には食材調達の面においても影響があるものと考えております。このため、これらの状況を踏まえ、給食費の徴収等の業務や食材調達等を町が行うことにより学校給食事業全般において効果的な取組が可能となるものと認識しておりますことから、学校給食費の公会計化について既に検討を始めており、令和4年度からの実施に向け事務を進めているところでございます。

次に、ご質問 2 件目、成年年齢の引下げに伴う取組についてお答えいたします。民法で定める成年年齢を二十歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が平成30年6月13日に成立し、令和4年4月1日から施行されます。初めに、成人式についてであります。議員ご承知のとおり成人式は各地方自治体の判断で実施をされており、その時期や在り方について法令上の定めはありませんが、民法の成年年齢引下げを見据え、今後検討、協議を要するものと認識しております。こうした中、国においては各地方自治体における検討に資するための情報発信を目的として平成30年9月、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の下に、法務省、内閣府、文部科学省等が参加する成人式の時期や在り方等に関する分科会が設置されたところであ

ります。この分科会において各地方自治体に発信するための情報の収集や取りまとめが行われており、昨年6月に全国的に実施された成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する調査の中で引下げ後の成人式の対象年齢についての設問では、本町においては検討中である旨の回答をしております。その後本年3月に分科会としての報告書がまとめられ、翌4月には各地方自治体にも通知があり、対象年齢の引下げ検討についての集計は、決定しているが6.5%、現在検討中が65.9%、検討していないが27.7%でありました。国においても本調査結果等を踏まえ、さらなる情報発信があるものと考えておりますが、今後議員ご指摘のありました大学受験をはじめ各課題を拾い上げ、検討してまいりたいと考えております。

次に、成年年齢の引下げによる影響や責任についてであります。既に引き下げられている選挙権年齢をはじめ契約を締結する判断能力を有する主体と位置づけられるほか、親権者による監護、教育の下から離脱することとなり、本人の社会的責任と自覚が求められることと認識しております。町としましては、既に実施している選挙に関する啓発活動のほかは現在において新たな取組等の計画はありませんが、国からの環境整備や関係施策が示された場合には推進してまいりたいと考えております。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 続きまして、私から小寺議員のご質問3件目、雇用対策、定住における住環境整備事業についてお答えいたします。

住環境の整備につきましては、羽幌町総合振興計画のほか平成30年度に策定しました住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画等により事業推進または検討していくことを基本としており、限りある財源の範囲で緊急性や必要性などを考慮し、優先度を見極めた上で予算化し、事業を執行しているところであります。住宅改修促進助成事業、いわゆる住宅リフォームに対する補助につきましては、議員ご承知のとおり平成22年度から平成30年度までの時限条例により実施し、その影響や効果等につきましては一昨年6月及び12月並びに昨年9月、12月定例会での一般質問でもご答弁申し上げましたが、現在も当該補助に対する考え方は変わっておりません。また、新築住宅の建設に対する補助制度の創設についても昨年6月定例会の一般質問で述べましたとおり実施する考えはございませんが、今後においても空き家対策や公営住宅の建設をはじめ、その他の住環境に関連する事業を実施することにより、移住定住の促進や良好な住環境の確保による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、再質問のほうをしていきたいと思っております。

自分は、一般質問はなるべく町民から出てくる課題を拾い上げて、そして行政側なり教育委員会含めて町側のほうに考えていただくということをテーマにして毎回一般質問して

います。この給食費についても長年お母さんたちの中から実は払っていない人がいるのではないかというのがずっとあって、私もそういうのを聞いた手前平成25年3月の予算特別委員会で質問しました。後でまたその話もしたいとは思いますが、今日の教育長の答弁によると、自分が今現在考えている給食費の公会計化については、なぜそれを行うのか、どんな問題があるのか、それによってどんな影響が出るのかということは共通した今認識があって、先ほど教育長がおっしゃったように今後実施していくということで、とても前向きで久しぶりに自分と意見が合つてとてもうれしいのですが、その共通した認識の中で再質問をしていきたいと思つています。

まず最初に、先ほども少し述べましたが、私が平成25年3月、予算特別委員会で未納に関して影響はあるのかという中で、最初の質問の中にも触れたのですけれども、給食の質が落ちるわけではなく、滞納額が増えることはないという答弁が教育委員会のほうからあったわけです。ただ、それから七、八年たった現在では今回は影響があるというふうに発言が私からすると180度変わったのではないかなと思うのですが、自分は前々から影響はあるというふうに思っていたのですが、平成25年の3月の答弁との差異、どのようにお考えで今回の答弁をなさったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えをいたします。

平成25年の予算委員会での答弁ということでございましたが、この答弁の中身につきましては恐らく、当人に確認したわけではないのですが、この中身の言わんとする部分、それが短い給食の質が落ちるわけではなく、滞納額が増えることはないという部分で、これだけ切り取ってしまうと問題がある発言かなというように感じるわけですが、この言っている中身なのですけれども、滞納額が増えることはないという部分は、毎年大体滞納する個人というか、世帯という部分が固定化されているので、それ以外に増えていくという意味合いがないというような回答ではなかったのかなというふうに感じております。それと、給食の質が落ちるわけではないということは、当然多くの滞納が出て金銭的な部分があれば質を落とさざるを得ないという部分が出てくるかもしれないのですが、現状でいえば栄養士さんですとか、そういう部分の努力によりまして質が落ちることのないようにそういった部分の努力は続けられておりますので、そういう中で一、二%の部分であればカバーができるので、質が落ちる部分ではないと、そういった回答ではなかったのかなというふうに感じておりますし、現在180度転換したと言いましたけれども、その部分はそういうふうに当時思っていたのだと思つていますが、議員おっしゃるとおりちょっとでも影響がないということはないというふうに感じておりますし、また滞納額が累計的に増えていくということはあるわけですが、そういう部分での公平性という部分からは解消しなければならないものだというふうに感じております。

以上です。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は今は全然納得いかなくて、自分がやり取りしたわけですから、改めて議事録を確認してもストレートに担当の方が落ちるわけないし、滞納額は増えないと。だから、自分もその後に公平に給食が当たるように働きかけてくださいということで終わっているわけです。その後に訂正も何もありませんし、なのできつとこのときは間違った答弁だったのかなというふうには自分は思うのですが、今回は影響があるということをお前提なのですが、自分も影響があると思います。そして、今教育長がおっしゃった滞納額が増えてはいかないと。滞納世帯のことだとは思いますが、自分は質問の中でありましたけれども、累積していくものだと思うのですが、毎年きちんと最終的に年度末に支払っていただければ増えないし、減っていくとは思いますが、毎年1%から2%未納があるということですが、具体的に家庭なのか、未納者数、あと金額、パーセンテージではなくて、その辺の数字を教えてくださいと思います。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えをいたします。

私のほうで押さえておりますのが平成21年度から平成元年度までの合計数値ということで答えさせていただきたいのですが、まず世帯数にいたしまして19世帯、金額にいたしまして約300万円となっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 平成21年から平成元年というふうにおっしゃいましたけれども、平成元年から平成21年ということなのでしょうか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） 失礼いたしました。スタートは平成21年に変わりませんで、あとは令和元年の誤りです。申し訳ございません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今は、そしたら累積では300万円あると。平成25年のときには、先ほどの質問の前には現在は100万前後という形になりますということでは言われているのです。それから現在でいうと300万円と。これで累積の滞納額が増えていないというのは言えないのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

毎年未納はありますので、累積では増えている状況にあります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そしたら、300万円今マイナスからスタートして子供たちから毎月給食費をもらって、そのマイナス分があるということは、どう考えてもそのマイナスはどこで処理されているのか。きちんと回収しないと、ちょっとの影響ではないと思うのです。どう考えますか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） この会計につきましては、現在私会計でやっておりますので、毎年度、毎月なのですけれども、滞納世帯があった場合につきましては文書等で通知しております。その中で収支状況を見ながら予算を見ながら食材等を予算内で購入し、先ほど申し上げました質を落とさないような給食を提供している状況でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 1回目の答弁ではちゃんと連絡したり文書を出したりというのは理解できます。ただ、累積の300万円をどうしていつているのでしょうか。自分も質問の中で不納欠損処理をしているか、その影響はどうかということも言ったのですけれども、今のでいくと累積だけが300万円現在あって、何も給食には影響しないという説明は自分は理解ができないのですけれども、そこをもう少し丁寧に、300万円はどうなっているのか。どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、先ほど不納欠損の話が出ましたので、そこに触れさせていただきます。平成25年度までにつきましては、公金と同じ扱いをするということで5年で不納欠損をしていたのですけれども、今回公会計化に当たりまして文科省からガイドラインが示されているのですけれども、そこにも記載されておりますとおり、この給食費の債権の時効につきましては法令上明らかではなくて判例もないため、明示することは困難であるという記載がありまして、平成26年度以降につきましては不納欠損に係る根拠が明確ではないということで特に手続は行われていない状況でありますことから、平成21年度からの未納額が累積されている状況でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 平成25年までは公金としての扱いをしていたと、それ以降は私会計だから不納欠損処理はしていないということですのでよろしいですか。総額が300万円は、先ほどは平成21年と言っていましたが、平成25年からはそうしたら一体今までは幾らになっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） まず、先ほどの公金では、公金と同じ扱いをするということで5年でという手続をしております。26年度以降の未納額ということでよろしかったですか。26年度以降につきましては、約200万円となっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、これは時効なり不納欠損はしないということなので、例えば子供たちが卒業してもずっと払ってくださいということで今も現職の先生が行っているのでしょうか。そういうことでいいですか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

過年度の未納分につきましては、特別徴収等の事務は行っていないというお話は伺っております。累積した未納金につきましては、今回公会計に移行するに当たりまして文科省でも課題として掲げられておりますことから、それらのマニュアル等に基づきながら、また公会計に向けましては先にここ何年かで私会計から公会計化に移行した自治体のほうにも聞き取り調査をいたしまして、その辺の事例等も調査しております。その事例等を基にしながら実際に公会計に移行する際にどういうふうな手続が必要なのかということも精査をしながら当然庁内での協議も踏まえて対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 何度も平成25年の話をして申し訳ないのですが、その当時から問題視されていたのです。当時の教育長が言っています。ずっと焦げついている滞納ということもありますと、また最近児童手当との相殺というような制度も出てきておりますがと、その辺も含めて給食費の公平感というものを突き詰めていきたいということが平成25年の時点でも問題化していたのです。今後公会計化になることで児童手当との相殺とか、そういうものを踏まえてきちんと払っていただかないと、払っている人が不公平な気持ちを持ったまま給食を食べるというのは自分はよくないと思うのです。それで、より効果的な取組を今もし現時点で考えがあるのであれば効果的な取立ての方法なり、自分は児童手当の相殺も一つの、ちょっと厳しいかもしれませんが、そういう形もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺現教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

不公平感というのは当然ございますので、その解消ということでもあります。公会計化をするというのは、そういった部分の解消という部分も目指しておりますので、議員おっしゃられたような児童手当からの申出による徴収ですとか、そういう部分はありますので、そういった部分も活用しながら公会計になった折にはそういう部分ができるのかなというふうに思います。それと、それ以外にも正式な徴収の方法は法廷に持ち込むということも可能になってくるわけなので、そういう部分が公平性に寄与するのだというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 2時59分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 給食費、自分も1%ということでそんなに多くないのかな、かなり皆さん払っていただいているのかなと思ったのですが、累積で考えると平成21年からだと300万、平成26年からだと200万ということで、かなり大きな金額になっていると思います。今後公会計になった場合には、それこそ取扱いの期間も変わってくると思いますので、ぜひ早めに処理をしていただくように、そしてできることならばこれだけ問題があって不公平感も認識されているということなので、令和4年からというのではなくて頑張って令和3年度から、来年の4月から取り組めるような形で、令和4年度からということなのですが、ぜひ急いで処理をして令和3年度から実施できるような素早い動きをしていただければと思いますけれども、最後にそれはいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 十分にお話は分かるのですが、公会計化につきましては今年度から内部協議を進めてまいっております。そういう中でもろもろの難しい問題等々ありまして、条例改正も含めてかなりのボリュームの業務量があります。それとあと、財務会計に入っていくということのシステムの変更ですとか、それから先ほど言いました債務負担の部分の処理ですとか、もろもろ難しい部分がありまして、文科省が出しております公会計化に対するガイドラインの中でも実は2019年に公表されている部分なのですが、その中のスケジュールイメージというのがありまして、そのスケジュールイメージでも2022年、令和4年度からの実施ということでもろもろのスケジュールが立てられている部分でございます。私どももそのスケジュールに倣いまして今実施しているところでございますので、少しでも早くというのは十分分かりますが、そういう中でご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぜひ公会計に移るときには過去の累積のものがゼロになってスタートできるようにしっかりと準備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、2件目です。これも町内のちょうど今高校1年生の子供と、あと親が友達の中でこういう話が話題になっていると。私たちの成人式はどうなるのだろうということで今回質問させていただきました。今の高校1年生、2年生、3年生がきっと対象になると自分の計算上はなっているのです。なぜ今かという、今後調査等をしていくということなのですが、例えば今の高校3年生が卒業してしまうと各地に行ってしまう。羽幌高校だけではないですけれども、今生徒がいるうちにある程度の調査等はしやすいかなというふうに思いますので、ぜひ今年度中に、早い時期に生徒、親も含めて調査を進めていただきたいと思います。なぜかという、いろんな準備がかかるわけです。ですので、できれば今年度中に調査を進めていただきたいと思いますというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

これにつきましては、議員ご指摘のとおり今の高校3年生の代から影響してくるのかなというふうに思っております。ただ、高校3年生につきましては、仮に年齢を引き下げたとしてもその子たちは二十歳の代で必ずやるということですので、あと議員からご指摘のあった3世代一緒にやるですとか、そういった部分では当然影響がありますので、そういった部分を含めて、必ずしも今年度中に結果を出して今の高校3年生たちが卒業する前というスケジュールでいけるかどうかは分かりませんが、なるだけそういった部分情報を集めながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 成人式に関しては、他のイベントと違って今年は休んで来年にしましょうとか、その年代にとっては一生に1回と思っている大事な会だと思うのですが、名前が変わったとしても。成人式が違う名前に変わったとしても節目の年ということで、それで羽幌町としてもそういう会を開いていると考えています。何も急いではいないのですが、一番心配しているのは町側がこうしますというのをただ伝えるというだけじゃなく、ひやめていただきたいというふうに思います。先ほど課長もおっしゃっていただいたとおり、なるべくいろんな方に情報を集めていただいて、全員が全員納得いく内容にはならないかもしれませんが、多くの子供たち、親が納得できる内容で行っていただきたいというふうに思います。

続いて、成年年齢が引下げに伴って様々な影響が起きていきます。先ほどは成人式のことについてだったのですが、選挙権も18歳で何回か選挙は行われているのではないかなど。答弁の中で選挙に関する啓発は現在は行っているということですが、具体的にどういうふうな活動を行っているのかなど。分からないので、教えていただければと思います。

○議長（森 淳君） 選挙管理委員会事務局長、敦賀哲也君。

○選挙管理委員会事務局長（敦賀哲也君） お答えいたします。

選挙管理委員会での対応内容ということでございますが、まず新有権者に対しましては選挙執行の都度投票への呼びかけということで、そういうはがき等を通じた案内、周知をしているということでございます。また、各学校に対しましては小学6年生のほうから今学習指導要領に基づきまして、そういう選挙の政治の仕組み等の学習を実施しているということもありますので、国から来ているそういう選挙啓発のパンフレットの配付だとか、あと学校からの要請に応じまして投票箱だとか投票記載台の貸出しを行っておりまして、学校における教育活動に協力をしているということでございます。あと、ホームページ上等では選挙の仕組みと選挙制度の周知をして理解促進に努めているという活動を行っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は、前々から選挙ができるからとかではなくて若い世代、18歳以下の子であっても羽幌町の動きなり羽幌町がどういうふうに進んでいくのかと、そういうのに興味関心を持ってもらう。それによって選挙に行こう、町政に加わろうという

ことになっていくのではないかなと思っています。国のいろいろな関係の施策が示されてからということなのですが、自分は町独自でも、もしできることがあれば積極的にいろんなツールを使った上で子供たち、小学生は難しいかもしれませんが、中学生、高校生と町に興味関心を持っていただけるようなものを今後考えていっていただければと思うのですけれども、現在はないということもおっしゃってはいたのですけれども、今後そういうふうに町に関心を持ってもらえるようなことを行っていく計画はありますでしょうか。計画自体はないのですけれども、もしよければ前向きに行ってもらいたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員からご指摘もありましたとおり、町独自としても積極的にそういうような啓発をやっていくべきではということですが、確かにそういう部分もありますが、今現在としましては関係する他の課にも聞いてみたのですけれども、まださすがに国のほうからの成年年齢の引下げに伴う対策だとか啓発等の通知は来ていないという状況のようでもありますので、今後国等からもそのような依頼が来ると思います。そういうものも踏まえた中で町としましては広報紙だとかホームページを活用しながら周知徹底を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぜひいろんな方策で行く行くは羽幌町のために頑張ってくれる子供たちを教育なりいろいろなことでサポートしてあげてほしいなというふうに思っています。

さて、3件目に移りたいと思います。3件目は、雇用対策、定住における住環境整備事業ということで、これも私今年の9月の定例議会で住宅リフォーム関係の質問をしました。毎回やっているわけではないのですけれども、その都度今お伝えしなければ、今質問しなければというタイミングで質問させていただいております。町長は御存じないかもしれませんが、昨年質問した際には議会が意見交換会を行いました。商工業者の方との意見交換会のアンケートですとか当日の話をこの一般質問の中でもお伝えしたと自分は記憶しています。今回なぜしたかという、町長も御存じだとは思いますが、議会でアンケート調査を行いました。その際にアンケートの中身、それが全てではないのですけれども、雇用対策ですとか定住、これからの羽幌にその辺が必要ですよというアンケート内容が多かったものですから、今回質問しました。そして、定住、雇用対策を行うためには、私の考えですけれども、住環境の整備がつながってくるのではないかなと思ひまして今回質問させていただきました。まず、今さらとは思いますが、町民のアンケートにも多くの方がおっしゃっていたのですけれども、今後のこの町には雇用対策とか定住、移住も含めてですけれども、そういう施策は必要だと自分も思います。アンケートでも多くの方がおっしゃっていました。町長も同じように施策を行うことが大切だと、必要

だとお感じになりますでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁でも申し上げているとおり、様々な政策は当然必要だろうというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） もう一つ、住環境の整備もとても大事な施策で、それが雇用対策、定住につながっていると、私はそう感じていますが、町長の認識はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 全然無関係であるというふうには考えておりません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ということはそこはつながりがあって、そこが住環境を整備することで雇用対策にもなり、定住につながり、それが移住ですとか、自分は様々な町のためになるような施策につながっていくと思うのです。それで、質問の中でも触れましたが、今年度で終了する民間賃貸集合住宅建設促進助成制度です。今年度で終わって来年度以降は行わないということになったのですが、違う新たな住宅関係の制度、事業を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今のところは考えておりません。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 昨年も少し触れたのですが、この住宅に関する、リフォームに限らずですが、それは羽幌町に家がある限りいろんな形で続けていくべきだと思うのです。今回今年度で終わるので、自分は来年度4月から違う形での、もっと効果的なものがあればですが、していくべきなのではないかなと思うのですが、特にないということで、これからまだ時間はあるのですが、今現在では考えていないということで改めて聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） この予算については、行っていた事業者を確認したところ申出がないということでやめたところで、現実として今新たなものというふうな考えは担当課でも持っていないようでございますので、今後出ればまた議会のほうにご相談申し上げたいというふうに考えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 民間賃貸集合住宅に関しては終わることなのですが、今回の答弁をいただいたのですけれども、かなり大ざっぱな答弁で、自分は何だろうと。というのは一昨年の6月、12月並びに昨年の9月、12月に一般質問で答弁しましたがということで、具体的なそのときの影響や効果を全く説明しないで考えは変わらないと。ということは一昨年の6月と12月、昨年の9月と12月の定例会を見てくれということなのでしょうか。まずそこをお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 住宅リフォームについてはそういうことであると思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、重ねてお伺いします。

そのとき実施した住宅リフォームに限ってですけれども、そのときの影響や効果について、いま一度効果、影響はどうであったかということをお教えいただけますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時18分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

従前実施しておりました、いわゆる住宅リフォームの助成事業の効果ということですが、まず実績につきましては、繰り返しになりますが、時期としまして先ほど申し上げた平成22年度から30年度ということで、交付件数が9年間で299件、それから助成の総額が5,980万ということ、それと助成対象の事業費の総額ということで申し上げますと5億5,900万ということで、当時も答弁したと思うのですが、地域に与えた効果としては大きいというところでございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分も何回もいろんな質問で同じように効果を聞いています。町長も効果はあったということを認めていらっしゃいました。自分はそう感じました。ただ、なぜかこのリフォームに関しては町長はかたくなに考えは変えないと言っているのです。自分は、もしいいものであれば今年度で終わるわけですから、新年度からまた住宅助成の事業を行うことも今考えてもいいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 前に誰だったかは忘れちゃいましたが、答弁申し上げたとおり、

それについては非常にうまくない部分があったので、やめました。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今ちょっと聞き取りづらかったのですけれども、何があったからやめたということだったのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 前にご答弁申し上げておりますので、そういうことでやめましたと。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それをもし私今調べなければいけないのであれば休憩していただいて、いつの答弁でという、今は言えないということですか。前に話したから、今は答えられない、答えない、そういうスタンスでいいのですか。それだったら休憩して、自分は過去の議事録なり町長が教えていただければそれを調べて行いますけれども、今はお答えしてはいただけないということですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 前にお答えしてあることでありますので、そういうことで同じことですから、ご理解いただきたいということです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は理解できません。何で今前と同じだから、同じことを伝えていただけないのですか。それは私だからですか。下手したらそのときにいなかった議員もいらっちゃって、その理由は何だろう、町民の人はもし、傍聴の方も含めてですけれども、その理由を聞きたいのに何で今答えていただけないのですか。それはいただけない、意地悪しているのですか。何で答えられないのですか。答えないのか答えられないのかどちらでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和元年12月定例会で工藤議員の再質問でリフォーム補助実施に向けて実施しないのかというご質問を受けて、個人の財産にいつまで現金を出すのかというようなことを町民の方から言われた経緯がありまして、財源的にも非常に難しくなってきたと、そういうようなことを答弁しております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） この2つでよろしいですか。

- 議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。
- 町長（駒井久晃君） 今はそれでいいと思います。
- 議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。
- 7番（小寺光一君） 今はというのがとても駄目で、その2つだけの話をしているのか、それともこれからどんどん実はこんなことがあってと増えてこられると困るのです。理由は2つですか。お願いします。
- 議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。
- 町長（駒井久晃君） 過去のことですので、今全部覚えているかといったらそういうことにはなりません。
- 議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。
- 7番（小寺光一君） 議会は継続性が自分はあると思いますし、過去だからといって言った、言わないと、アンケートにも書かれて、そんなことばかりやるなというアンケートもあるのです。言いたくないのですけれども、町長はご自身で発言したことに対してあまりにも無責任ではないですか、今の発言も。過去のことだから知らないよ、今は言えないよなんていう答弁は、答弁になっていないと思うのです。それで議会運営というか、やり取りは、自分はどううまくできないのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。
- 議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時27分

- 議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
町民課長、宮崎寧大君。
- 町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。
いわゆる住宅リフォーム補助を延長しなかった、やめた理由というところですが、先ほど町長のほうからも申し上げましたけれども、個人の財産への現金を出すことについての疑問と、あとほかの事業、福祉対策ですとか少子高齢化対策の実施により財源的にも厳しくなるというところも踏まえてやめたということも答弁をしておりますし、その前の答弁では事業の目的がほぼ達成されたというところで一旦ここで時間を取ってやめるのも必要かというところもあったというふうに思っております。
- 議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。
- 7番（小寺光一君） まず、昨年私の一般質問で提案をしています。事業ができなくて執行残が残ってしまったことが課題にもあったと。私は、それをみんなで、議会も含めて執行残の残らない方向で何かできないかと、そういう話合いをしましょうという提案をしましたら、町長は今後検討してみなければ分らないと、今ここでそういったアイデアをもらってもすぐに答弁することにはならないと町長がおっしゃっていました。そして、そ

れから1年数か月たって、自分はそういう場も設けていないですし、その中で先ほどお金の面で言いましたけれども、先ほど言った民間賃貸集合住宅建設の制度では平成28年に800万、29年600万、30年に700万、令和元年に800万、合計で2,900万の助成をしていて18戸の部屋ができたわけです。その予算が今年も執行されませんでした。そしたら、その分の予算を来年は違うことに使うのではなくて、自分はそのお金が今年分があるので、それを使って前回と同じ方式でしたら例えば700万の年間の予算で35戸の家の改修に使えるわけです。町長もご自身で認めたように、費用対効果の高い自分は事業だと思うので、そこを一つ一つクリアしていけばこれ以上の効果のある事業はないと思うのです。昨年聞いたときもそれ以上のいい事業があれば、何かありますかという問いにも町長は今のところはないと言ったのであれば、この集合住宅の助成が終わるときに改めて考え直していただいて、やらない、考えを変えないということではなくて、いい意味でまた新たな制度をつくっていくことも大事だと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 再度のご質問でございますが、少しずつ思い出してきたらもう一つ、業者につきまして当たったのですけれども、やってもらえない方が2人ほど2年続いたということも理由の一つで、それでやり方について当時担当課にどのようなやり方がいいのか、ペナルティーがいいのか、そういったものも検討しなさいと言ったのですけれども、それができないということになりまして、当時抽せんに漏れると翌年優先して当たるということで、その事業費が当たるということなのですけれども、当たった人は業者がやってくれなくて、未納になりますと翌年はまた一からというようなこともありましたので、それも改善できないかと言ったら当時の担当者にはできないということで、ちょうど時限も30年で切れたので、やめたという経緯もございました。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほどそれも私言いまして、執行残、できなかったものについてみんなで話し合おうということも伝えました。ただ、そういう機会も町長の中でつくっていただかなかったので、ぜひ担当課だけで決めるのではなくて議会と一緒にみんなで町民にとっていい事業をつくっていただきたいなというふうに思います。

最後に、町長これも前回おっしゃったのですが、私が町民とか議会からの声に対する考え方ということで、どう生かしていくのでしょうかという質問をしました。ただ、町長は

答弁の中で住宅施策の改善や検討など今後も可能な限り反映させてまいりたいというふう
に答弁されていました。1年数か月前はそういう答弁だったので、自分は議会のアンケー
トを基にこういう意見もたくさんありましたということで今回質問させていただいたので
すけれども、ぜひ来年4月まで、お正月挟んでありますけれども、住民にとっていい施策
を考えていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（森 淳君） これで7番、小寺光一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3時35分)